

ドイツ統一の正統性と一九九〇年連邦議会選挙

——デモクラシーとナショナルリズム——（上）

大黒 太郎

革命のナショナルな方向への転換は、民主化・自由化のための闘争と対立するものとはならなかった。反対に一九八九／九〇年のドイツの状況の中では、一方におけるナショナルな目的の支持と他方における人権・市民権・議会制民主主義、リベラルな憲法国家を実現するための行動は容易に結びつくことができた。：ナショナルな要求とリベラルで民主主義的な要求とは一八四八年革命の時点と同じようにしっかりと結合していたのである、この点でヴェルヘルム帝国やワイマール共和国、ナチ独裁とは異なっていた。これは、これまでのモデルの注目すべき修正であるといえる。

これに対し、革命のナショナルな方向への転換はラディカルな民主主義の手法によって革命を継続することを困難にした。連邦共和国のやり方、すなわち代議制民

主主義がすぐに革命の基盤になったのである。この革命はナショナルな方向への転換によっていかなる社会主義形態とも対立するものとなった。東ドイツ革命の第一段階においては、東ドイツはたしかに徹底的に民主化、自由化されるべきだが、自立した国家であり続けるとともに社会主義的でもあり続けるという理念がこの革命と結びつき、それと両立させていた。しかし第二、第三段階において革命が西ドイツとの一体化の方向へ傾斜したことは、東ドイツの自立を放棄するだけでなく、民主主義的でありながらかつ効率的な社会主義をめざすいかなる「実験」をも断念するということを意味していたのである。

ユルゲン・コッカ

Jürgen Kocka, *Revolution und Nation 1989: Zur historischen Einordnung der gegenwärtigen Ereignisse* (1990).

目次

はじめに

第一部 選挙結果—何が説明されるべきか

第一章 一九九〇年連邦議会選挙の結果と特徴

1. 左派の後退

2. 連邦共和国史上最低の投票率

3. CDU/CSUの得票率の伸び悩み

第二部 統一が提起する政治問題—デモクラシーとナショナリズムの交錯

ナリズムの交錯

第一章 連邦共和国における政治イメージの多様化と政党政治の変容

1. アデナウアーとシュレーマツハーのドイツ政策

2. ブラント社会民主党/自由民主党連合政権の東方政策

3. 連邦共和国の新しいアイデンティティの模索

4. 政治イメージの多様化と政党政治の変容

第二章 知識人の論争とドイツ統一—集団的アイデンティティをめぐる論争

ティティをめぐる論争

1. ひとつの民族、二つの国家? それとも?

2. 憲法バトリオティスムス—デモクラシーとナシヨ

ナリズムの緊張関係について

3. ドイツ統一の前提条件—左派のデモクラシー概念

4. ドイツ統一の必然性—右派のナシヨナリズム概念

5. 左翼のデイレンマ、右翼のデイレンマ

(以上本号)

第三部 統一政策に関する各党の正統性原則と統一過程の進展

第一章 東ドイツ市民運動の後退

1. 第一の時期「わたしたちが国民だ」

2. 第二の時期「わたしたちはひとつの民族だ」

3. 市民運動の政党化と政党システムの形成

4. 最後の「出発選挙」—人民議会選挙の結果

第二章・左翼はどう敗北したか? 右翼の戦略はどういう

帰結をもたらしたか?

1. 壁の崩壊と社会民主党—ベルリン党大会

2. 世論に映し出されるドイツ統一

3. 西ドイツからみた三月のDDR人民議会選挙

—各党の思惑

4. 人民議会選挙結果の(西ドイツでの)意味

5. 人民議会選挙後の左翼の袋小路

6. 右翼の戦略がもたらした帰結

結論 ドイツ統一と連邦議会選挙が示すもの

はつめい

一九九〇年一月二日に実施されたドイツ統一後初の連邦議会選挙は、政府が一九八九年一月以来進めてきたドイツ統一政策の是非を全ドイツ規模で問う選挙となった。この選挙において連立与党であるキリスト教民主/社会同盟(CDU・CSU)と自由民主党(FDP)の右派連立与党は、野党左派勢力である社会民主党(SPD)と緑の党(Gruene)を圧倒する安定多数の議席を獲得した。とくに左派勢力の後退は顕著で、SPDは一九五七年以来最低の得票率を記録し、西の緑の党に至っては連邦議会で議席を得るための最低得票ラインである五パーセントを越えることすらできなかった。前回の連邦議会選挙である一九八七年選挙では、社会民主党と緑の党は合計で四五・三%の得票率を得て連立与党合計の五三・四%と八・四%の格差に過ぎなかったにもかかわらず、一九九〇年の全ドイツ選挙では、社会民主党と緑の党の合計で三八・六%、右派連立与党合計で五四・八%と一六%以上の差をつけられたのである。

では、ドイツ統一と統一後初の国政選挙の結果はどのように関連していたのだろうか。前回の一九八七年連邦議会選挙では、一九八三年選挙と比較して社会民主党/緑の党の野党

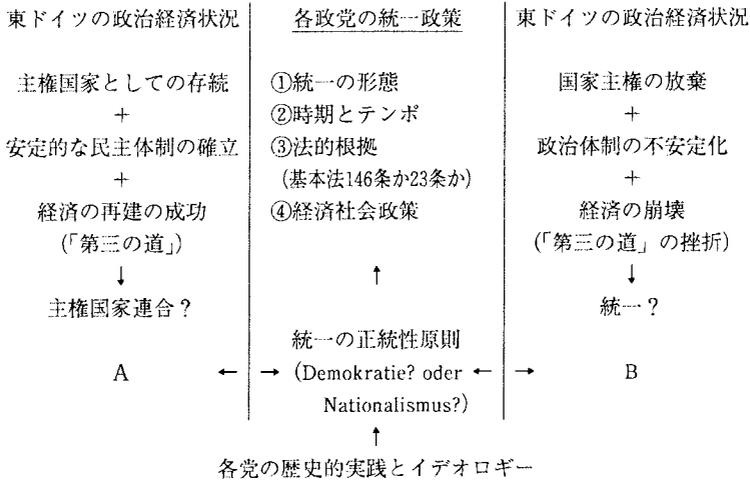
勢力は躍進していたし、その後の各州の州議会選挙でも左派勢力は大きく勢力を伸ばしていたこと、またコール政権の支持率は一九八九年三月の段階で二〇%にまで低落していた(不支持率は五四%)ことを考え合わせれば、ドイツ統一問題が一九九〇年選挙でのコール首相を支える連立与党に有利に働く決定的な要因であったことは明白である。それゆえここで問題となるのは、統一問題がどのように右派連立政権側を有利にし、なぜ左翼勢力は統一問題を自己の支持に結びつけられなかったのか、ということになる。一九八九年一月九日にベルリンの壁が崩壊した時、世界中が驚愕したのと同じく、西ドイツの世論も各主要政党も統一問題に対応するための準備をまったく欠いており、すべての政党にドイツ問題で主導権を握るチャンスが残されていたにもかかわらず、である。さらにいえば、そもそも戦後の西ドイツの外交政策で東ドイツを含む対社会主義圏外交を「東方政策」という形で積極的に推進したのは社会民主党の側であった。野党時代のCDUはブランドト社会民主党政権が推し進めた東方政策と基本条約を批判していたが、一九八三年の政権獲得後は東方政策を容認するというあいまいな態度をとっていたし、連邦首相ヘルムート・コールは就任以来統一に向けた政策に真剣に取り組んだことなど一度もなかった。ベルリンの壁の崩壊後に壁の前でいち早く(一月一〇日)「共に属しているもの

は共に生ずる (Was zusammengehört, wächst zusammen)』
 ときが来たと述べてドイツ統一の可能性をいち早く示唆した
 のは元ベルリン市長、元首相で社会民主党の名誉党首である
 ヴィリーブルブランドであった。これは、連邦議会でコールが
 「ドイツとヨーロッパの分割を克服するための十項目」を発
 表する(一月二八日)以前のことである。左派勢力がドイツ
 統一問題で主導権を握ることができなかったのはなぜだろ
 うか。

本論文の目的は、統一後初の国政選挙である一九九〇年連
 邦議会選挙の結果を、ドイツ統一に各党が与えた「正統性」
 の差異と統一過程の展開から説明することにある。以下では、
 選挙の最大の争点であるドイツ統一問題に各主要政党がどの
 ような「正統性」を与えたのかを分析し、その意味づけ方法
 の差―すなわち、デモクラシーとナシヨナリズム―が選挙
 結果を決定した、と論じる。政治争点とは客観的に与えられ
 るものというよりは、選挙民に訴えかけることを目指して各
 政党によって戦略的に形成され、相互に争われるものである。
 客観的状况の変化はそれへの対応策としていくつものオール
 ターナティヴを提供しうるのであり、各政党はそれぞれ独自
 の立場から争点を意味づけていく。その際最も重要となるの
 は、各政党の過去の歴史的経験とイデオロギーである。確か

にドイツ統一問題が争点に浮上したのは突然のことであつた
 が、各政党は「ドイツ問題」に対する過去の党の歴史的实践
 と照らし合わせながらドイツ統一問題にそれぞれ独自の正統
 性原則を与え、個別の統一政策(統一の形態、時期とテンポ、
 法的根拠、経済社会政策など)を提唱していった。東ドイツ
 における現実の流動的な政治経済状況の進行が、ドイツ統一
 に与えた各党の「正統性」の説得力を左右し、それが最終的
 に各党の選挙結果を決定したのである。

本論文は三部五章と結論から構成される。まず第一部第一
 章で、一九九〇年連邦議会選挙の結果を統計的に分析するこ
 とで選挙結果の主要な特徴を明らかにし、何が説明されるべ
 きなのかを明確にする。続いて第二部第一章では、主要政党
 のドイツ統一問題に対する対応策を枠づけることとなる戦後
 西ドイツ諸政党の「ドイツ問題」に対する立場を明らかにす
 る。すなわち、右派がナシヨナリズムに固執し続ける中で、
 左翼はブランド政権の東方政策への取り組みの中で、ナシヨ
 ナリズムを民主的市民権によって乗り越えるという原則を手
 にしたのである。この原則は、第二章で明らかにするように
 左派的な知識人たちの間で理論的にも補強され、ドイツ統一
 が政治争点に上ると、左派のドイツ統一に関する原則となつ
 た。右派は統一をナシヨナリズムが要請するものとみなし、
 左派はドイツ統一をナシヨナリズムを克服したより民主的な



ドイツを意識的に構成するチャンスだとみなしたのである。第三部では、各党のこうした主張の説得力を左右する過程を実証的に描いて、選挙結果を最終的に説明する。よりラディカルなデモクラシーと社会的公正を求める左翼の戦略は、主権国家東ドイツの存続が前提となっていたが、「第三の道」と独立した東ドイツの存続を求める東ドイツの市民運動派が三月の人民議会選挙で敗北し、西ドイツ基本法二三条に基づいた東ドイツの西ドイツへの早期加入が決定的なものとなると、左翼はその主張の根拠を失い、十二月の選挙での敗北へとつながったのである。これとは逆に、左派の希望をすべて拒否し、ナシヨナリズムを基礎に早急な東ドイツの西ドイツへの加入を主張した右派は、たしかに全ドイツの連邦議会選挙で勝利を得たが、この過程で明らかにになったように、この勝利はドイツの統一が伴う様々な社会的・経済的難問をどう解決していくのかという争点を先送りした結果として得たものであった。一九九〇年連邦議会選挙の結果は、統一ドイツでよりラディカルなデモクラシーを実践しようとする左派の希望が困難を抱えていることを示すものであると同時に、右派の勝利は統一後のドイツが政治的な統一にもかかわらず残り続ける東西間の様々な格差と、統一によってより先鋭化する

(一) J.G.A. Pocock, *Politics, Languages and Time* (Atheneum, 1973).

る全ドイツの社会問題をどう解決するのかという困難な課題を今後長期にわたって抱え続けることも示唆していたのである。

(補論) 選挙結果を分析する場合、これまで概ね二つの方法が採られてきた。²⁾ひとつは長期的な視点を重視し、連続的な選挙間の変化を問題とする方法である。この方法を採用する場合、社会構造と選挙結果との関係、すなわち各政党の得票率を職業グループごとに分類して分析することに焦点が当てられている。しかし、この方法は社会構造の安定性を前提とするあまり、そのときどきの政治的な争点をもつ重要性を軽視する傾向が強く、環境保護やライフチャンス、アイデンティティの模索といった新しい争点の登場が政党政治の変容を導くことを見逃してしまうという欠点を抱えている。他方、短期的な視点を重視してそのときどきの政治的争点に焦点を合わせて選挙結果を分析する手法は、各政党が新しい争点を自らの過去の歴史的实践とイデオロギーと照らし合わせながら意味付けていく、という事実を見逃してしまうことで、特定の選挙を政党政治の歴史の中に位置づけるという長期的視野を放棄してしまう欠点を抱えている。こうした立場の欠点は一九九〇年連邦議会選挙の分析にもしばしば表れており、そうした論文では今回の選挙が「きわめて例外的な選挙」であつ

たと特徴づけることで一致している。³⁾しかしながら、以下で論じるように今回の選挙は戦後西ドイツの政党政治の実践を背景として分析しなければその性格が明らかにならない。ここではドイツ統一という突然生じた政治問題が選挙結果に与えた重要性を放棄することなく、戦後西ドイツ政党政治の展開という長期的な視野の中に位置付けていくことを目指すものである。

第一部 選挙結果―何が説明されるべきか

第一章 一九九〇年連邦議会選挙の結果と特徴

まずはじめに一九九〇年の連邦議会選挙の結果を統計的に検討すること¹⁾で、説明されるべき選挙結果の特徴を明確にしていこう。一九九〇年の連邦議会選挙では、従来の西ドイツの選挙法に特徴的に定められた規定、すなわち有効得票の五パーセント以上もしくは三選挙区議席以上を獲得した政党のみが議席配分を受けるといいうわゆる「五パーセント阻止条項」を全ドイツ規模で適用することは、東ドイツ地域で新しく誕生したばかりの小政党の議会進出を困難にし、各政党の機会の平等の原則に反するとした連邦憲法裁判所の判断に従って、「五パーセント阻止条項」を東西の両ドイツ地域別々に適用することになった。この規定によって、東地域で五パー

セントを超えた二つの政党、すなわち社会主義政権下での指導政党社会主義統一党 (SED) の後継政党である民主的社會主義党 (PDS) と東ドイツの民主化運動を支えた市民運動の結集体で東地域の緑の党と連携した同盟九〇／緑の党 (Bündnis 90/Grünen) が連邦議会進出を果たし、西ドイツの既存四政党を加えた六政党体制で統一ドイツの政党体制は再出発することとなった。

一九九〇年連邦議会選挙結果の特徴として、(1) 社会民主党と緑の党という既存の左翼勢力が大幅に後退したこと、(2) 統一という大きな争点があったにもかかわらず投票率が連邦共和国史上最低を記録したこと、(3) 左翼勢力が後退したにもかかわらず、政権与党最大政党のキリスト教民主同盟 (CDU) とその姉妹政党キリスト教民主同盟 (CSU) の得票率が伸び悩んだこと、の三つが挙げられる。以下順次説明していく。

1. 左派の後退

第一の特徴は、左翼野党勢力の大幅な後退である。

前回一九八七年の連邦議会選挙は一般に社会民主党の敗北とみなされているが、その後一九九〇年の連邦議会選挙までの各州の州議会選挙の結果を見ると、一貫したCDUの低落傾向が認められる。表1-1-1-1は一九八七年から一九九〇

年までの各州議会選挙の結果（前回選挙との得票率格差）を示しているが、CDUは一九八七年四月のヘッセン州、一九九〇年三月のノルトライン＝ヴェストファレン州以外の全ての州議会選挙で軒並み得票率を下げている。連邦レベルでコール政権を支えるFDPも、一九八八年バーデン＝ヴュルテンベルク州での選挙を境にして低落傾向が見て取れる。こ

(2) マンハイム選挙研究グループの研究を参照のこと。For-schungsgruppe Wahlen, Berichte.

(c) Max Kaase und Wolfgang G. Gibowski, Auf den Weg zum politischen Alltag: Eine Analyse der ersten gesamtdeutschen Bundestagswahl vom 2. Dezember 1990, *Aus Politik und Zeitgeschichte* (B11/12, 1991); dies., Deutschland im Übergang: Parteien und Wähler vor der Bundestagswahl 1990, *Aus Politik und Zeitgeschichte* (B37/38, 1990).

(1) 統計数字は次のものに依拠している。For-schungsgruppe Wahlen, *Bundestagswahl 1990: Eine Analyse der ersten gesamtdeutschen Bundestagswahl am 2. Dezember 1990, Berichte der For-schungsgruppe Wahlen* e. V., Mannheim Nr. 61.

(c) Max Kaase und Wolfgang G. Gibowski, Die Ausgangslage für die Bundestagswahl am 2. Dezember 1990 — Entwicklungen und Meinungsklima seit 1987, in Max Kaase und Hans-Dieter Klingemann (Hrsg.) *Wahlen und Wähler. Analysen aus Anlaß der Bundestagswahl 1987*, (Opladen: Westdeutscher Verlag 1990) 735-785.

表1-1-1 1987年連邦議会選挙から1990年連邦議会選挙までの
各州議会選挙結果（前回選挙との得票率格差%）

	キリスト教民主同盟 (CDU)	社会民主党 (SPD)	自由民主党	緑の党 (Grünen)	共和党 (Rep.)	その他
連邦議会選挙 (1987.1.25)	-4.5	-1.2	+2.1	+2.7	-	+1.0
ヘッセン (1987.4.5)	+2.7	-6.0	+0.2	+3.5	-	-0.3
ラインラント・プファルツ (1987.5.17)	-6.8	-0.8	+3.8	+1.4	-	+2.4
ハンブルク (1987.5.17)	-1.4	+3.3	+1.7	-3.4	-	-0.2
ブレーメン (1987.9.13)	-9.9	-0.8	+5.4	+2.4	-	+2.8
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン (1987.9.13)	-6.4	+1.5	+3.0	+0.3	-	+1.5
バーデン・ビュルゲンベルク (1988.3.20)	-2.9	-0.4	-1.3	-0.1	-	+4.7
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン (1988.5.8)	-9.3	+9.6	-0.8	-1.0	-	+1.6
ベルリン (1989.1.29)	-8.7	+5.0	-4.5	+1.1	+7.5	-0.4
ザールラント (1990.1.28)	-3.9	+5.2	-4.4	+0.1	+3.3	-0.4
ニーダーザクセン (1990.5.13)	-2.3	+2.1	0.0	-1.6	+1.5	+0.3
ノルトライン・ヴェストファレン (1990.5.13)	+0.2	-2.1	-0.2	+0.5	+1.8	-0.1

出典：Max Kaase und Wolfgang G.Gibowski, Deutschland im Übergang: Parteien und Wähler vor der Bundestagswahl, in *Aus Politik und Zeitgeschichte* (B 37-38, 1990) S.16.

れに対する左翼諸政党では、緑の党に關してはそれほど明確な傾向は見られないが、SPDは明らかに得票率を伸ばしている。もちろん独立性の強いドイツ各州の事情は様々であり、こうした傾向を一概に連邦レベルでの選挙と比較することはできないが、たとえば、一九九〇年三月までは早期の統一に反対する社会民主党の首相候補オスカール・フォン・テューの政策がコールの早期統一政策よりも支持を集めていたこと、世論調査でも先に述べたようにコール不支持が支持を上回っていたことなどを考え合わせれば、少なくともこの時期までは——もしくは、すでに統一問題が政治日程に昇りつつあったこの時期でさえ——社会民主党に対する支持は必ずしも低くなかったのである。

しかしながら、両選挙地域を合計した全体の選挙結果を示す表1-1-2が示すように、一九九〇年一月二日に実施された連邦議会選挙ではキリスト教民主/社会同盟と自由民主党からなる連立与党勢力が、全体有効得票の五四・八%、三九八議席（総定数六六二）を獲得して政権を維持したという意味で、ヘルムート・コールを首班とする現政権のドイツ統一政策を追認する結果となったということが出来る。これに対し、左派野党勢力のうち社会民主党は三三・五%、二三三九議席と一九五七年以来最低の得票率に低落した（表1-1-1-3参照）。さらに多くの専門家にとっても驚きだったのは、

表1-1-2 1990年連邦議会選挙の結果

	連邦共和国全体		旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	得票率%	獲得議席	1987.1*	1990.12	1990.3+	1990.12
キリスト教民主同盟 (CDU)	36.7	268	34.5	35.5	40.8	41.8
キリスト教社会同盟 (CSU)	7.1	51	9.8	8.8	—	—
社会民主党 (SPD)	33.5	239	37.0	35.7	21.9	24.3
自由民主党 (FDP)	11.0	79	9.1	10.6	5.3	12.9
緑の党 (Grünen)	3.9	—	8.3	4.8	—	0.1
同盟90 / 緑の党 (Bündnis 90 / Grüne)	1.2	8	—	0.0	2.9	6.0
民主的社会主义党 (PDS)	2.4	17	—	0.3	16.4	11.1
共和党 (Rep.)	2.1	—	—	2.3	—	1.3
その他	2.1	—	1.3	2.0	12.7	2.6
		662				

* : 1987年連邦議会選挙の結果

+ : 1990年3月の人民議会選挙の結果

出典 : 1990年連邦議会選挙の結果については、Berichte der Forschungsgruppe Wahl, Bundestagswahl 1990: Eine Analyse der ersten gesamtdeutschen Bundestagswahl am 2. Dezember 1990.

1987年連邦議会選挙の結果は、表1-1-1と同じ資料に依拠した。

1990年人民議会選挙の結果は、表3-1-5を参照のこと。

一九八三年以来連邦議会に進出してきた緑の党が西地域で五パーセントの得票を得られず連邦議会での議席をすべて失ったことであった。緑の党は東地域の同盟九〇／緑の党との全連邦レベルでの合意を連邦議会選挙後まで先送りしたため、議席配分の前提を満たせなかった。本来両者の合意が選挙前に実現していれば西だけの得票率でも二六議席を獲得できたはずであったにもかかわらず、である。また表1-1-1-3が示すように、社会民主党と緑の党（東地域の同盟九〇／緑の党を含む）の合計は三八・六％と、緑の党の連邦議会進出後最悪の結果であるばかりでなく、一九六五年から一九八三年までの社会民主党単独での得票率をも下回っている。表1-1-4が示す連邦各州ごとの選挙結果を参照すれば野党左派勢力の全面的な退潮がさらに明らかになる。全一六州の内一州でキリスト教民主／社会同盟が社会民主党に勝利したばかりでなく、社会民主党の連邦首相候補であるラフォンテーヌが州首相を務めるザールラント州以外のすべての州で、社会民主党は連邦議会選挙に先立つ各種選挙から後退してお

(2) dies. Deutschland im Übergang: Parteien und Wähler vor der Bundestagswahl 1990. Aus Politik und Zeitgeschichte (B37/38, 1990).

(4) Elisabeth Noelle-Neumann, Der Optimismus hat gesiegt., Frankfurter Allgemeine Zeitung, 1990/12.5.

表1-1-3 1949年から1990年までの連邦議会選挙結果の推移

	投票率 %	キリスト教民主 /社会同盟	自由民主党	社会民主党	緑の党	連合90/緑の党	民主的社会 主義党	その他
1949年	78.5	31.0	11.9	29.2	-	-	-	27.8
1953	85.8	45.2	9.5	28.8	-	-	-	16.5
1957	87.8	50.2	7.7	31.8	-	-	-	10.3
1961	87.7	45.3	12.8	36.2	-	-	-	5.7
1965	86.8	47.6	9.5	39.3	-	-	-	3.6
1969	86.7	46.1	5.8	42.7	-	-	-	5.5
1972	91.1	44.9	8.4	45.8	-	-	-	0.9
1976	90.7	48.6	7.9	42.6	-	-	-	0.9
1980	88.6	44.5	10.6	42.9	1.5	-	-	0.5 コルダ権守党 社民党+緑の党
1983	89.1	48.8	7.0	38.2	5.6	-	-	4.5 55.8 43.8
1987	84.3	44.3	9.1	37.0	8.3	-	-	1.4 53.4 45.3
1990(西)	78.6	44.3	10.6	35.7	4.8	0.0	0.3	4.3 54.9 40.5
1990(全)	77.8	43.8	11.0	33.5	3.9	1.2	2.4	4.2 54.8 38.6

出典：表1-1-2に同じ。

表1-1-4 連邦各州における選挙結果と前回選挙（注参照）
との得票率格差の推移

州	投票率	CDU/CSU	SPD	FDP	緑の党	連合90/緑の党	PDS	その他
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	78.6 -5.8	43.5 +1.5	38.5 -1.3	11.4 +2.0	4.0 -4.0	- -4.0	0.3 +0.3	2.3 +1.4
ハンブルク	78.3 -4.7	36.6 -0.8	41.0 -0.2	12.0 +2.4	5.8 -5.2	- +1.1	1.1 +1.1	3.5 +1.8
ニーダーザクセン	80.7 -4.3	44.3 +2.8	38.4 -3.1	10.3 +1.5	4.5 -3.0	- -3.0	0.3 +0.3	2.2 +1.3
ブレーメン	76.6 -6.1	30.9 +2.0	42.5 -3.9	12.8 +4.0	8.3 -6.2	- -6.2	1.1 +1.1	4.4 +3.1
ノルトライン・ヴェストファレン	78.7 -6.7	40.5 +0.4	41.1 -2.1	11.0 +2.6	4.3 -3.2	- -3.2	0.3 +0.3	2.8 +1.9
ヘッセン	81.0 -4.6	41.3 +0.0	38.0 -0.7	10.9 +1.7	5.6 -3.9	- -3.9	0.4 +0.4	3.8 +2.4
ラインラント・プファルツ	81.8 -5.0	45.6 +0.5	36.1 -1.0	10.4 +1.3	4.0 -3.4	- -3.4	0.2 +0.2	3.7 +2.5
バーデン・ビュルテンベルク	77.5 -5.6	46.5 +0.2	29.1 -0.2	12.3 +0.3	5.7 -4.2	- -4.2	0.3 +0.3	6.1 +3.9
バイエルン	74.5 -7.2	51.9 -3.3	26.7 -0.3	8.7 +0.6	4.6 -3.1	- -3.1	0.2 +0.2	7.9 +5.8
ザールラント	85.1 -2.2	38.1 -3.1	51.2 +7.6	6.0 -0.9	2.3 -4.8	- -4.8	0.2 +0.2	2.2 +0.8
ベルリン	83.9	47.7	30.0	10.1	5.4	1.0	1.3	4.5
西ベルリン	+4.2	+9.9	-7.3	+6.2	-6.4	+1.0	+1.3	-4.7
東ベルリン	76.6	24.3	31.3	7.8	1.4	7.4	24.8	3.0
メクレンブルク・フォアポンメルン	+6.0	+5.6	-2.8	+5.6	+1.4	-5.2	-5.2	+2.5
71.0	41.2	26.6	9.1	-	5.9	14.2	2.8	
+6.3	+2.9	-0.5	+3.7	-	-3.4	-1.4	+0.5	
ブランデンブルク	74.0	36.3	32.9	9.7	-	6.6	11.0	3.5
+6.9	+6.9	-5.3	+3.1	-	-2.6	-2.4	+1.4	
ザクセンアンハルト	72.4	38.6	24.7	19.7	-	5.3	9.4	2.3
+7.2	-0.4	-1.3	+6.2	-	+0.0	-2.6	+0.1	
チューリンゲン	76.4	45.2	21.9	14.6	-	6.1	8.3	3.9
+4.7	-0.2	-0.8	+5.4	-	-1.0	-1.5	+1.2	
ザクセン	76.4	49.5	18.2	12.4	-	5.9	9.0	5.0
+3.6	-4.9	-0.9	+7.2	-	+0.3	-1.2	+3.0	

(注) 西地域各州の選挙比較は、1987年連邦議会選挙との比較である。西ベルリンは1989年1月の市議会議員選挙との比較。東ベルリンの数字は、1990年5月の地方選挙との比較である。その他の東地域各州の数字は、1990年10月の州議会選挙との比較。

出典：Wolfgang G. Gibowski und Max Kasse. Auf dem Weg zum politischen Alltag: Eine Analyse der ersten gesamtdeutschen Bundestagswahl vom 2. Dezember 1990, in *Aus Politik und Zeitgeschichte* (B11-12, 1991) S.6-7.

り、東地域の連合九〇／緑の党もザクセンを除くすべての州で、西地域の緑の党に至ってはすべての西部諸州で深刻な後退を経験したのである。地域ごとの得票率比較はさらに、社会民主党がとりわけ東地域で深刻な低得票率に苦しんでいたことを明らかにする。表1-11-2に示されているように、東地域で社会民主党は民主社会主義党との競合にさらされていたとはいえ、二四・三％という数字は衝撃をもって受けとめられた一九九〇年三月の東ドイツ人民議会選挙の結果二〇％すれすれ(二一・九％)から十分回復したとは言えないし、西の得票率三五・七％とは一〇％以上の格差が存在している。

社会主義統一党(S.E.D.)の後継政党である民主社会主義党(P.D.S.)が議席を獲得し西の緑の党が議席を失ったために、過半数を超える連立の組合せは現政権与党のC.D.U./C.S.U.とF.D.P.の組合せしか残されなくなった。現在のところいずれの政党も連邦レベルでのP.D.S.との連立を否定しているため、七〇年代のようなS.P.D.とF.D.P.の連立の可能性も含めて左派主導の多数派政権の可能性は失われた。キリスト教民主同盟がバイエルン州の姉妹政党キリスト教社会同盟の議席の助けを借りず単独で社会民主党の議席を上回ったのは戦後初めてのことであった。前回連邦議会選挙の敗北から立ち直りかけていたにもかかわらず、左翼諸政党はなぜ敗北

したのでろうか。

2. 連邦共和国史上最低の投票率

選挙結果が示す第二の特徴は、低投票率、とりわけ若年／青年層での低投票率である。表1-11-5が示すように、投票率七七・八％という数字は連邦共和国史上最低の記録である。ドイツ統一という一大政治争点がありながらこうした低投票率にとどまったということは大きな驚きである。西地域の七八・五％は一九四九年選挙と同率最低の数字を示しているし、東地域の七四・七％は三月の人民議会選挙を二〇％も下回っている。また表4は年齢別の投票率格差を示しているが、とりわけ一八才から四〇才までの若年／青年層での低投票率が際立つ結果となっている。ドイツ統一という大きな争点があったにもかかわらず、投票率はなぜこれほど低かったのだろうか。

3. C.D.U./C.S.U.の得票率の伸び悩み

第三の特徴は、左翼が自壊したにもかかわらずキリスト教民主／社会同盟の得票率が伸び悩んだことである。たしかにコール政権をささえる連立与党は安定多数を獲得したばかりでなく、前回の連邦議会選挙での得票率五三・四％も上回る結果を得た。しかしより仔細に検討すれば分かるように、C

表1-1-5 平均投票率と年齢別投票率との格差 (%)

年 齢	全ドイツ地域	選 挙 地 域	
		西	東
18-21歳	-11.4	-8.8	-17.9
21-25歳	-13.3	-11.5	-18.9
25-30歳	-9.9	-8.6	-13.6
30-35歳	-5.5	-5.0	-6.5
35-40歳	-0.8	-1.8	-2.5
40-45歳	+3.5	+3.3	+3.8
45-50歳	+5.4	+4.7	+7.0
50-60歳	+7.4	+6.7	+9.8
60-70歳	+9.7	+8.9	+12.0
70 以上	+0.2	+0.5	+0.7
全体平均	77.5	78.1	74.5

(注) この表にはバイエルンとヘッセンの数字が含まれていないため、全体平均が表1-1-2などと異なっている。

出典：表1-1-4と同じ。S.9.

DU/CSUの得票率四三・八%は一九八七年選挙での結果四四・三%に及ばず、コール政権の安定多数獲得はFDPの伸長に支えられた結果であった。左翼が自壊したにもかかわらず、CDU/CSUはそれをなぜ自己の得票増に結びつけられなかったのだろうか。

第二部 統一が提起する政治問題―デモクラシーとナショナリズムの交錯

一九八五年のゴルバチョフの登場以後のソ連で一貫して自由化政策が続けられ、ポーランドやチェコスロバキアで民主化への重要な第一歩がふみだされようとしていたとき、東ドイツ(ドイツ民主共和国)は一九八九年六月の中国天安門広場での学生運動の武力弾圧を支持する声明を発表するなど、社会主義体制の改革の必要性を認めない数少ない東欧諸国のひとつとなっていた。また西側諸国においても、東ドイツ経済は他の東欧諸国に比べて相対的にしる良好であり、社会的な安定度も高いと一般にみなされていた。そのため、ドイツ民主共和国建国四〇周年記念式典(一〇月七日)からわずか一〇日でホーネッカーが「失脚」(一〇月十八日)し、またその三週間後(十一月九日)にベルリンの壁が崩壊したことは世界中で衝撃的なニュースとなったのである。一九八〇年

代の世界政治の潮流は権威主義体制の崩壊と民主化であった¹⁾が、東ドイツの民主化は他の東欧諸国やその他の諸国での民主化と大きく違った道をたどることとなった。すなわち、東ドイツの政治変動はたしかに体制民主化要求として始まったにもかかわらず、最終的に民主化は、ドイツ民主共和国という四〇年間にわたって対内的にも対外的にも国家としての存在を認められてきた主権国家が消滅し、東ドイツ各州がドイツ連邦共和国に加入するという形で達成されたのであった（一九九〇年一〇月三日）。

そもそも、戦争によらないでひとつの主権国家が消滅してもうひとつの主権国家に統合されるという事態は異常なことであるが、独自の主権を持った二つの国家の統合がドイツの場合あたかも自然のことのように見えたとすれば、それはこの過程のなかでナシヨナリズムが機能していたからである。しかし、東ドイツの民主化と新しい統一ドイツの形成の過程のなかでナシヨナリズムが再び持ち出されたことは、デモクラシーとナシヨナリズムとの関係を政治的な争点にまで押し上げることとなった。ドイツの歴史上、ナシヨナリズムとデモクラシーはドイツ統一国家の形成が課題となったときには常に交錯し合うテーマであり続けた。すなわち、統一されたドイツ国家が依拠するのはデモクラシーと自由の原則なのかナシヨナリズムなのか、という論争である。これまでのドイ

ツ史では常に自由とデモクラシーはナシヨナリズムに屈伏してきた。一八四八年のフランクフルト国民会議で自由主義者が望んだリベラルなドイツ国家の構想は挫折したし、ヴァイマル共和国のデモクラシーはナチスのナシヨナリズムの前に屈伏し、ヨーロッパを戦争に巻き込んだばかりでなくアウシュビッツの惨劇を帰結した。こうした歴史を前提に出発した連邦共和国では、新しい国家の性格をめぐってナシヨナリズムとデモクラシーをどのように位置付けるのかは単に学会の論争にとどまらず、政党政治における競合領域ともなったのである。ベルリンの壁の崩壊とドイツ統一は世界中が驚愕したように突然政治日程に昇ったものであったが、それが提起する政治問題ははるか一九世紀にまでさかのぼることができるのであり、かつ同時に連邦共和国における政治的実践と知識人の論争の主要なテーマであり続けた。統一はどのような

(1) Samuel P. Huntington, *Will more Countries become democratic?*, in Samuel P. Huntington and Joseph S. Nye Jr. (eds.), *Global Dilemmas* (London: University Press of America, 1985). Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the late twentieth Century* (Norman: University of Oklahoma, 1991). 第二章を参照。邦訳は、坪郷實、中道寿二、數野祐三訳『第三の波……二〇世紀後半の民主化』(三嶺書房、一九九五)。

(2) Gordon Craig, *The Germans* (New York: Meridian, 1983) を参照。邦訳は、真鍋俊三訳『ドイツ人』(みすず書房、一九九三)。

な原則に従って達成されるべきなのかという、ドイツの歴史的な論争が再び二〇世紀の末の二つのドイツ国家の現実政治のレベルで問われることとなったのである。それゆえ、ドイツ統一問題が最大の争点となった一九九〇年連邦議会選挙を分析するにあたっては、連邦共和国の政党政治の実践とそれを支えた知識人の論争にまでさかのぼって吟味することが必要となる。知識人の論争は第二章で取り上げることとし、はじめに政党政治のレベルでの「ドイツ問題」の展開と西ドイツ政党政治における政治イメージの多様化を跡付けることにしよう。

第一章 連邦共和国における政治イメージの多様化と政党

政治の変容

1. アデナウアーとシューマツハーのドイツ政策

一九九〇年連邦議会選挙では、コール首相を支える右派連立政権の側が早期統一の推進派、社会民主党ととりわけ緑の党が早急な統一に慎重な立場を採ったが、戦後一貫してドイツ統一問題がこのような枠組みで構成されたものではなかった。たとえば、一九四九年から六三年までの初代首相を務めたアデナウアーは、保守政党の党首であると同時に中道右派連立政権(FDPを含む)の首相であったが、彼は決して統一が最大の目的であると述べることを忘れなかったにもか

わらず、彼の見解によれば、西側との軍事的／政治的／経済的な連携を強化することで経済発展を促進し、政治的主権を回復し、議会制デモクラシーをドイツに根づかせるためには、ナショナルな意味での国家統一は(少なくとも当面は)犠牲にすることができた。これに対し、社会民主党党首のシューマツハーはいずれの軍事ブロックにも属さない中立の伝統的なドイツ統一国家を主張していた。シューマツハーは連邦共和国を拒否したことは一度もなかったが、その存在が永遠のものだとみなしていたわけでもなかった。彼やその他の社会民主主義者たちにとって、連邦共和国は分断され占領されたドイツであって、政治的主権と統一を欠いた連邦共和国はドイツではなかった。シューマツハーの目標は、社会的には刷新3されながらも、再統一され、主権を持ったドイツだったのである。アデナウアーの再軍備計画に彼が強力に反対したのも、彼の平和主義の表れというよりも、西側との軍事同盟が統一ドイツという目標を放棄することにつながるという考えからであった。社会民主党とドイツ労働総同盟(DGB)や知識人の呼び掛けで開かれた反再軍備のための集会在一八四八年の国民会議の中心地であったフランクフルトのパウル教会で開催されたのは、ドイツの統一問題が歴史の中で再び問われていること、そしてそれがリベラルな勢力によって主導されていることを示した点で象徴的なことであった。集

会が発表した「ドイツ宣言」には、この「パウル教会運動」が西ドイツの完全な主権回復とNATO加盟を内容とするパリ条約に反対するのは、条約がドイツの統一にとって障害になるためにほかならないとされている。しかしながら、こうしたテーマで争われた一九五三年の連邦議会選挙でCDU/CSPUは単独で実質的な過半数を得たうえでFDPなどと連立政権を組んで「西向き政策」をさらに推進する一方、パリ条約の発効と同月の五五年五月にソ連側が東ドイツを加えた東欧八カ国のワルシャワ条約機構を発足させ、ひきつづき同年九月には東ドイツの国家主権回復協定に調印することで冷戦構造を定着化させ、西側同盟に属するドイツ連邦共和国と東側同盟に属するドイツ民主共和国の並立という「二つのドイツ国家」の現実が始まることで、社会民主党の統一路線は国内政治の上でも国際状況のなかでも孤立化を深めるばかりであった。

2. プラント社会民主党／自由民主党連合政権の東方政策
しかしながら、ドイツ問題に関する社会民主党の少数派としての地位は、一九六九年のプラント連立政権(SPD/FDP)の成立と政府の東方政策(Ospolitik)の推進によって大きく逆転する。これを象徴的に示したのが一九七二年の連邦議会選挙であった。この選挙は、プラント首相(SPD)、

シエール外相(FDP)、ヴェーナー連邦議会社会民主党議員団長、パール外務次官らを中心に推進されてきた東方政策に対する国民投票という観を呈したが、九一パーセントを越える史上最高の投票率のなかで、SPDは戦後初めて議会最大政党に躍進したのである。SPDはすでに六〇年代の始めまでに、ヴェーナーの主導によって一とりわけベルリンの壁建設後には一従来の一追求路線を事実上断念しNATO加盟と分断国家の現実を受け入れるようになっていた。六六年六月に開かれた社会民主党のドルトムント党大会ではさらに踏み込んで、シュミットととりわけプラントの主導の下、「分断の非人間的効果を除去し、分断を克服するための端緒を見いだすべく、民族の本質を維持する」ために、ドイツ統一問題を全ヨーロッパの緊張緩和と連動させていくことが

(3) Wolfgang Benz, Günter Plum und Werner Röder, *Einheit der Nation: Diskussionen und Konzeptionen zur Deutschlandpolitik der großen Parteien seit 1945* (Stuttgart: Frommann-Holzboog, 1978)

Kapitel 3, 77-120. シューマンハールの演説は同書二四四―二四七。
(4) Georg Benz, Bernd Engelmann und Detlef Henschel (Hrsg.) *Rüstung, Entrüstung, Abrüstung* (Borheim: Lamuv, 1982) 123-124.

(5) 社会民主党の外交政策の転換に関しては、高橋進「ドイツ社会民主党と外交政策の《転換》(一九五五―一九六一)」、『国家学雑誌』(第九九卷第一―二号)を参照。

確認された。連邦首相に就任したブランドの東方政策はこうした方向をさらに推し進めるものであり、政権与党として、一九四五年に定められたソ連とポーランドとの国境を確定するとともに、東欧圏各国と一連の武力不行使条約を結び、最終的にドイツ両国家間の基本条約を締結して疑似外交関係に入ることで、事実上、現状のヨーロッパ秩序ととりわけドイツを国家として容認するものであった。一九七二年の両独基本条約の締結によって、連邦政府は「ひとつの民族に二つの国家」の現実を最終的に受け入れたのである。

これに対してCDU/CSUの右派勢力は、ドイツの分断という現状を固定し、ドイツの統一を達成するという目的を放棄する結果になると論じてブランドらの東方政策を激しく批判した。しかしながらCDU/CSUは、東方政策を最大の争点とした一九七二年選挙で敗北を喫し、社会民主党に初めて議会第一党の座を奪われることになる。これを契機に对社会主義圏外交の分野でCDU/CSUは少数派に転落し、一九八二年の政権復帰後は、ブランドが主導した東方政策の現実を容認するというあいまいな態度をとることとなった。

一見するとCDU/CSUもSPDも六〇年代までのドイツ政策をそれぞれ大幅に変更した一あるいは逆転させた一ように見える。かつて西側路線を主導したCDU/CSUの側が東方政策がドイツ統一を放棄することになると批判し、

かつて統一路線を主張したSPDが自らドイツの分断の現実を容認したからである。こうした変化はなぜ起こったのかを考えてみることは興味深い。そもそも、CDU/CSUもSPDもそれぞれのドイツ政策に関して、これまで一度として「ドイツ民族」というナショナリズムを放棄していたわけではなかった。アデナウアーのドイツ政策は確かに西側同盟政策を採ることで統一問題を後回しにするものであったが、それはドイツの最終的な東西分裂を望んでいたからではなく、いわゆる「磁石理論」がCDUのナショナリズムを支えていたからである。すなわち、西ドイツが西側諸国との連携を深めることを通じて軍事的／経済的に強力な存在になれば磁石が鉄を引き寄せるように西ドイツ主導の再統一が可能になると考えられたのである。この理論は反共主義に支えられており、ドイツ統一とは彼らにとってはドイツ民主共和国の崩壊を意味していた。すなわち当初からCDU/CSUの立場は、東ドイツの存在を拒否することにあつたのである。それゆえ、一見立場の変更のように見えるCDUのドイツ政策は、実際には反共ナショナリズムという点で一貫していたと考えられるべきだろう。彼らのナショナリズムの観念は明白で、ビスマルク帝国時代に形をなしたドイツとしてのアイデンティティは、当時の国家領域を完全な形で回復することなくしてはその基盤を奪われてしまう、と考えていた。もちろんピス

マルク帝国は決して再興されてはならないが、民族の実質としてのアイデンティティとその形態としての国家とは一致するべきである、という観念を一貫して抱いていたのである。

これに対してSPDのナシヨナリズム観念は、東方政策を通じて微妙な一しかし確実な一変化を遂げた。確かに一見すれば、シヌーマツハーに代表されるかつての統一推進政策からすれば、ドイツ民主共和国の存在を容認するブランドらの新東方政策はナシヨナリズムを放棄したかのように見える。ブランドは、戦後のドイツの分断がドイツ民族の名の下で引き起こされたナチスの犯罪と第二次世界大戦の結果であることを認めた戦後初めての首相であったが、連邦政府がドイツの分断をドイツナシヨナリズムが引き起こした戦争の結果として受け入れ、東ドイツを事実上承認するなら、新しい諸協定がドイツの分裂に象徴される東西ヨーロッパ間の緊張緩和と平和を押し進めるだろうと考えられたのである。このように、新東方政策の理想はたしかにドイツナシヨナリズムがもたらした惨劇の反省の上に立っていたとはいえず、決してナシヨナリズムを放棄したものではなかった。とりわけ心打たれるのは、この新東方政策がもたらす緊張緩和によってブランドらが意図したのは単に政治/軍事的な緊張緩和ばかりでなく、「ふたつのドイツ国家」という現状を容認することによって両国家市民の間での交流—たとえば親戚の訪問や

旅行、貿易関係、政治行政的な問題はかりでなく環境問題といったテーマの意見交換などの相互交流を深化させることができると考えていたことである。ブランドらは、東方政策が短期的には実際的な国際政治上の問題を解決に導くばかりではなく、中長期的には両ドイツの市民の間で「文化的な連帯感」や「ともにある」という感覚を育成し、ドイツ人が二つ

(6) 高橋 進「西欧のデタント—東方政策試論」犬童一男、山口定、馬場康雄、高橋進編『戦後デモクラシーの変容』(岩波書店、一九九一)を参照。東方政策に関してはWilliam E. Griffith, *The Ostpolitik of the Federal Republic of Germany* (Cambridge: The MIT Press, 1978), Peter Bender, *Neue Ostpolitik: Vom Mauerbau bis zum Moskauer Vertrag* (München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 1986), Gunther Schmid, *Entscheidung in Bonn: Die Entstehung der Ost- und Deutschlandpolitik 1969/1970* (Köln: Wissenschaft und Politik Verlag, 1979), Peter Bender, *Deutsche Parallelen: Anmerkungen zu einer gemeinsamen Geschichte zweier getrennter Staaten* (Berlin: Siedler, 1989)。邦訳は、永井清彦、片岡哲史訳『ドイツの歴史—分断から統一へ』(小学館、一九九〇)。東方政策にはさまざまな評価があるが、ここではとくに、グリフィスとベーター・ベンダーの評価に多くを依拠している。

(7) キリスト教民主社会同盟の東方政策に関しては、Clay Clemons, *Reluctant Realists: the CDU/CSU and West German Ostpolitik 1969-1982* (Durham: Duke University Press, 1989) を参照。

(8) *ibid.*, p. 61.

の国家を構成していてもひとつの民族に属していると感ずるようになる、と期待した。そしてこうした一連の変化が究極的には――それが遠い将来のことであるにしても――ヨーロッパの統合の一過程としてのドイツ統一を可能にすると考えられた。東方政策はたしかにナシヨナリズムを放棄したものではなかつたが、ブランドのいう「民族の実質」を社会／文化的なものに限定することで、政治的／法的な国家の分断と両立させようと試みるものであった。これは、政治的な統一国家をめざすよりも、現状を容認することで両国家間の緊張を緩和させ、それを通じて東ドイツの民主化と相互交流の促進を追求することの方が重要である、という理念を含んでいる。「現状を変革するために現状を承認する」「接近を通じて変化(Wende durch Annäherung)」といった言葉は、ブランド政権の新東方政策の理想を伝えている。ここで強調したいのは、ブランド社会民主党主導政権によって追求された東方政策の理想は、従来とは異なった新しいもうひとつのナシヨナリズムと国家観念を生み出した、ということである。すなわち、ドイツという文化統一体として存在は今後も望ましいとしても、それは政治的／法的には独立した連邦共和国と民主共和国という二つの主権国家の併存と両立し得る、とする考え方である。シューマッハーのナシヨナリズム概念とここで概念には明らかに断絶があるが、両者の相違の核心には、

ひとつの「民族」はひとつの主権「国家」をもつという従来
の国民国家の概念を放棄し、「民族」というアイデンティティ
とある特定の国家の「国民」というアイデンティティとは別
個のものでありうる、とする観念を前提とするものであった。
そしてこうした考え方を背後から推し進めていたのは、ドイ
ツの名の下でなされたナチスの犯罪を直視しようとするブラン
ントらの基本姿勢であった。連邦共和国の新しいアイデン
ティティを模索しようとする動きは、ナチスの戦争に対する
反省から生まれたのである。⁽¹⁾

3. 連邦共和国の新しいアイデンティティの模索

東方政策の理想とそれが生み出した新しいナシヨナリズム
と国家の観念は――おそらくはブランドの予想をも超えて
――SPD/FDP連立政権の一連の諸改革を強力に支持し、
六〇年代末の学生運動を担った若い世代のドイツ人の間にこ
の時期芽生え始めていた新しい連邦共和国のアイデンティ
ティを求めようとする動きに決定的に寄与した。いわゆる「六
八年世代」と呼ばれる戦後生まれの若い世代は、ヨーロッパ
各国でこの時期吹き荒れた学生運動の波の中で、新しい多様
なライフスタイルとナチスの過去を直視しようとする真摯な
取り組みを経験していた。彼らの両親たちの世代はナチスの
戦争に成人として参加した最後の世代であり、その良心の呵

責を過去の沈黙と戦後の経済発展に没頭することで逃れようとしていたという意味でしばしば「沈黙の世代」と呼ばれるが、ナチスに対する嫌悪を、しばしばそうした家庭内でのいまだに権威主義的な両親との対決という形で経験したことが報告されている（「あなたたちはナチの時代に何をしていたのか？」⁽¹²⁾）。こうして六八年代世代のナチスの過去との対決は、反権威主義、新しいライフスタイルの模索、ナチスの犯罪の直視という連邦共和国に特有の新しい政治文化の形成に寄与したのである。この新しい政治文化の形成は、第二次世界大戦の帰結としてのドイツの東西分裂の現実を通じてさらに、連邦共和国としての独自のアイデンティティを模索する方向へと進んだ⁽¹³⁾。権威主義とナチスというドイツの過去を乗り越えようとし、また過去の帰結である東西分裂を受け入れようとするとき、一九四九年に発足した連邦共和国こそが新しい政治文化によってアイデンティティを構築するよりどころになった。この新しいアイデンティティとは、ドイツ連邦共和国のアイデンティティは、その領域の外にも広がるドイツナチオン（ドイツ民族）に求められるのではなく、むしろ基本法が定める市民権の原理と民主的な諸制度、多様な生活スタイル⁽¹⁴⁾。

(9) Wolfgang Benz, Günter Plum und Werner Röder, *ibid.*, プラントの演説 Die Lage der Nation は同書二八九—三〇一に収められてゐる。

(10) エゴン・バールの演説は、*ibid.* 二八四—二八九に収められている。

(11) 連邦共和国独自の新しいアイデンティティの模索がナチスの過去とのかわりをめぐって生じていることを指摘しているのは、佐藤健生「遠ざかる過去をめぐって—『歴史家論争』後のドイツ』思想』（一九三三・一一）。

(12) 三島憲一『戦後ドイツ—その知的歴史—』（岩波書店、一九九二年）第六章を参照。

(13) ベーター・ベンダーの東方政策の評価はこの点に関わっている。すでに挙げた彼の著書を参照。

(14) Russel J. Dalton, *Politics in West Germany* (Boston: Little Brown 1989) pp.102-109; Heinrich August Winkler, *Nationalismus, Nationalstaat und national Frage in Deutschland seit 1945, Aus Politik und Zeitgeschichte* (B40, 1990); Hans Mommsen, *Nationalismus und transnationale Integrationsprozesse in der Gegenwart*, in *Aus Politik und Zeitgeschichte* (B9, 1980) S.3-14; Jürgen C. Heß, *Die Bundesrepublik auf dem Weg zur Nation?; in Neue politische Literatur* (Nr. 26, 1981), 292-324. 次の雑誌「ゾムペイト」紙上での論争も参照。Hans Mommsen, *aus Eins nach Zwei: Die Bi-Nationalisierung Rest-Deutschlands*, in *der Zeit* (Nr. 7, 6.2.1981) und Heinrich August Winkler, *Nation-ja, Nationalstaat-nein*, in *der Zeit* (Nr. 8, 13.2.1981) より歴史的な文脈のなかに位置付けた文献（すべて）は、W.J. Mommsen, *Die Idee der deutschen Nation in Geschichte und Gegenwart*, in *Gewerb-schaftliche Monatshefte* (41, 1990); *idem*, *Nation und Geschichte: Über die Deutschen und die deutsche Frage* (München, 1990).

タイトルを容認するリベラルな政治文化に依拠する、というものである。この見方によれば、ドイツ連邦共和国とは、分断されたひとつの民族国家の一部なのではなく、それ自体で市民権によって定められる「ナチオン」を形成するのである。

このアイデンティティの核心には、連邦共和国の存立はナチス以降タブーとされたドイツナショナリズムを基盤とはしない、という点がある。ナショナリズムが国家の存立にとつて意味をもたないとすれば、「二つのドイツ国家」が並立していることはとりたてて問題とはならない。これは、民族というアイデンティティを民主的的市民権というアイデンティティによって乗り越える、という従来のナショナリズムの克服を目指したものであると評価することができるはずだ。

新しいアイデンティティの模索は、ブランドの東方政策の理想を促し、またそれに促されていた。またこうしたアイデンティティの可能性と規範性は、左派的な知識人、とりわけライナー・レプジュス、ドルフ・シュテルンベルガーやユルゲン・ハーバマスといった政治学者によって、(次章で詳しく検討するように)理論的にも補強されていたのである。

連邦共和国においてナショナリズムの克服が政治的なテーマとなったのには、明らかにドイツの特殊な事情が深く関わっていた。ドイツ政治経済の研究者であるマルコヴィツ(A. Markovits)によれば、戦後連邦共和国における左翼の

発展には、ナチスドイツがもたらしたアウシュビッツという衝撃的な過去とどう向かい合うのか、というテーマが大きく関わっていたことを強調する。彼が「ホロコースト効果」とよぶこのドイツの特殊な事情は、ドイツの左翼ととりわけ新しい社会運動や緑の党などのオルターナティブ運動の場合により顕著である——を他のヨーロッパ諸国の左翼と区別する特徴であるとともに、左翼がとくに目立った重要性を果たすことになる状況を作り出していたのである。ヨーロッパには多くのファシスト運動が存在したが、六〇〇万人ものユダヤ人の虐殺を政府の政策として追求した国はドイツ以外には存在しなかった。第二次世界大戦の敗者はドイツだけではないが、破壊的な国家社会主義がもたらした結果として領土が分割されたのもドイツだけであった。さらにいえば、また、何百万という戦後世代の人間がドイツという民族的アイデンティティがもたらす不愉快な感情を持たずにはいられなかったのも連邦共和国においてだけだった。こうした連邦共和国の特殊性によって、マスメディアや教育現場、政治のレベルでの報道や議論を通じて、過去の歴史の反省とナショナリズムの危険性の認識は——多くのドイツ人がこの問題を避けたがり、ナチスの責任を背負わされるのをためらったとしても——現代の連邦共和国の公的生活における重要な遺産となったのである。確かに、連邦共和国における左翼の展開は、他

のヨーロッパ諸国にみられるのと同様の要因——たとえば、フォード主義の危機と生産システムのフレキシブル化、社会民主主義的妥協の終焉⁽¹⁵⁾、開かれた社会生活、福祉国家の官僚主義性、環境問題の先鋭化といった要素がみられるが、連邦共和国の左翼の発展が他のヨーロッパ諸国と異なった特徴を持ち、かつ注目すべきものとしているのは、過去のナチスの経験に対する自己省察がもたらしたナシヨナリズムの民主的市民権による克服という政治文化の変容なのであった。

4. 政治イメージの多様化と政党政治の変容

学生運動による社会の雰囲気の一変は七〇年代前半のプラント政権の改革政治を支える原動力へとつながっていった。確かに学生運動はまもなく退潮したが、学生たちは自らのユートピアの夢を職業上の実践と結びつけやすい仕事——たとえばジャーナリスト、公共機関職員、教育文化関係、社会福祉関係の仕事——に大量についていき、制度の枠内での改革を主張するプラント登場の背景となったのである。また逆に彼の改革政治は学生運動がもたらしたナチスの反省と生活スタイルの多様化という連邦共和国の政治文化の変容を政府の政策として、すなわち制度として保障しようとするものであった。多くの困難と挫折を経験するものではあったが、年金改革から教育改革、中絶問題や刑罰の規定を改めた刑改正

や離婚やホモセクシユアル、男女平等婚などに関する民法の改正はより開かれた生活スタイルを可能にするとともに——それと相互に補い合いながら——すでに触れた東方政策は、ナシヨナリズムの危険性を民主的に克服しようとする政治文化の変容を連邦共和国の社会に根付かせたのである。

以上のような政治文化の変容は、七〇年代から八〇年代にかけての連邦共和国の政党政治に無視できない刻印を押し

(15) Andrei S. Markovits and Philip S. Gorski, *The German Left: Red, Green and Beyond* (Cambridge: Polity Press, 1993) Introduction, とりわけ pp. 18-28 を参照のこと。

(16) Scott Lash and John Urry, *The End of Organized Capitalism* (Cambridge: Polity Press, 1987) ドイツにおける産業のフレキシブル化と社会民主主義的妥協の終焉との関わりについては、大黒太郎「フレキシビリティと政治の変容——一九八〇年代西ドイツ労働政治のラディカル化と後退——」『筑波法政』第一九号（一九九六年）を参照。

(17) 坪郷 實『新しい社会運動と緑の党——福祉国家のゆらぎの中で』（九州大学出版会、一九八九年）。

(18) この困難性を強調した文献としては、平島健司『ドイツ現代政治』（東京大学出版会、一九九四年）第四章。平島の評価とここで評価のずれは、プラント政権をどのような視点から評価するか、という点に関わっている。ここではライフチャンスの拡大と新しいアイデンティティの模索の進展という点に重点を置く評価をした。

いる。連邦共和国の政党システムをどのような対立軸を設定して理解するのは学者間で論争があるが、ベルリン・フンボルト大学教授ヘルベルト・キツチェルトはこの変容を「リバタリアン政治」の登場と位置付ける。キツチェルトによれば、一九六〇年代末の学生運動を契機に、従来の福祉国家を通じた再配分政策と社会的公正を一方の極とし、自由な市場メカニズムに対する信頼をもう一方の極とする「配分政治」の対立軸にもうひとつの対立軸、すなわち「リバタリアン」の「権威主義」という対立軸が加わったという。彼は、確かに配分政治上の対立―再配分か市場への信頼か―は重要性を失ったわけではないが、人々の政治的選好を形づくる要因として社会的な経験が強く働いていることを強調する。配分政治は物質的な豊かさをめぐる対立軸だが、社会的経験は個人的満足や幸福感に寄与する。自己表現や自己実現の機会が得られるのであれば、社会的な貢献や個人の自立性は単なる稼ぎよりも意味あるものとして多くの人に捉えられるようになる。これらの経験は、従来の社会民主主義論でみられたように、再配分を左、市場を右とする軸をめぐるとは異質なものであり、キツチェルトはこれを、社会的な相互関係がいかに組織されるべきなのかという社会的／文化的な「リバタリアン 対 権威主義」の次元をめぐると位置付ける。「リバタリアン」は、個人的集団的なアイデンティティ

の自律的な形成や個人の創造的な自己実現、ライフスタイルの多様性、すべての市民が共同体に自発的かつ平等に参加する参加型の意志決定を指向するものである一方、「権威主義」は、ピラミッド型の指揮構造、家父長的な権威、自由と平等を拒否する社会的な同質性などを重視するものとして捉えられる。

従来リベラリズムもマルクス主義も、社会的経験という次元が政治的に重要な役割を果たすことを十分考察の対象としてこなかったという点で一致していたが、興味深いことにキツチェルトは、「リバタリアン」という価値体系は、配分政治上の右翼よりもむしろ左翼の側と親和性が強いことに注意を促す。たとえば、配分上の平等の要求はライフチャンスの平等な配分へとつながり、その保障としての民主的な参加、多様な生活スタイルの容認といった価値を生み出していく。またこれとは逆に、市場主義者ハイエクやハンティントンは、決してデモクラシーに反対したわけではなかったにせよ、政治参加の拡大が市場の機能を阻害すると考えていたし、ダニエル・ベルは性別格差の是正や多様な生活スタイルという個人主義などのリバタリアン的な価値の勃興が資本主義の倫理を凋落させると論じており、資本主義と権威主義（反リバタリアン）との倫理的／論理的関係が示唆されている。

さらに興味深いことにキツチェルトは、支持者層の特性か

ら社会主義指向とリベタリアン指向との論理的な親和性を説明しようとする。一九七〇年代の改革政治の時代における福祉国家の拡大は、公共セクターにおける雇用に拡大した。この雇用の特徴は、一方でそれに就いている職員が激化する国際競争や失業の危険性、投資圧力などにさらされていないために資本主義的な競争指向に傾斜することが少なく、他方で仕事の性質上、市民や同僚との意志疎通を通じた非ルーティーンワークが活動の大部分を占め、また被雇用者は高い水準の教育を受けており、またその多くは女性であるため、非資本主義的でリベタリアン的な政治選好を持ちやすくな

(19) Franz Urban Pappi, *The West German Party System*, *West European Politics* (vol.7, no.4, 1984).

(20) 以下の記述は次の文献に依拠してゐる。Herbert Kitschelt, *Class Structure and Social Democratic Strategy*, *British Journal of Political Science*, 1993, 299-338. Herbert Kitschelt and Staf Hellemans, *The left-Right Semantics and the New Politics cleavage*, *Comparative Political Studies* (vol.23, no.2, 210-38) より体系的に
 44 Herbert Kitschelt, *The Transformation of European Social Democracy* (Cambridge, Cambridge University Press, 1994) を参照⁹⁾

(21) この点に関して多くは多くの文献を挙げられようが、とりあえず
 45 Samuel Bowles and Herbert Gintis, *Democracy and Capitalism: Property, community and the contradictions of modern social thought*

(New York: Basic Books, 1986); Jürgen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns* (Frankfurt am Main: Suhrkamp), 邦訳は、藤沢賢一郎訳『コミュニケーション的行為の理論 上/中/下』(未來社、一九八五/八六/八七)。Ulrich Beck, *Jenseits von Stand und Klasse? Soziale Ungleichheiten, gesellschaftliche Individualisierungsprozesse und die Entstehung neuer sozialer Formationen und Identitäten*, *Soziale Welt* (34, Nr.1, 35-74). Pierre Bourdieu, *Outline of the Theory of Practice* (Cambridge: Cambridge University Press, 1977).

(22) Herbert Kitschelt (1994), 23-27.

(23) S.P. Huntington, *The Governability of Democracy* (1975), 邦訳は綿貫讓治監訳『民主主義の統治能力』(サイマル出版会、一九七六年)。

(24) Daniel Bell, *The Cultural Contradictions of Capitalism* (New York: Basic Book, 1976), 邦訳は林雄二郎訳『資本主義の文化的矛盾 上/中/下』(講談社、一九七六/七七)。

(25) 一九八〇年代の先進各国の政党政治のレベルでは資本主義が自由と結び付けられて論じられてきた(労働市場の「自由化」!)が、サッチャー主義をテーマに現代の資本主義の変容がむしろ権威主義と結びつき、両者の密接な関係を明らかにした好著として、Andrew Gamble, *The Free Economy and the Strong State: the Politics of Thatcherism* (Basingstoke: Macmillan, 1988) 邦訳は小笠原欣幸訳『自由経済と強い国家・サッチャーリズムの政治学』(みすず書房、一九九〇年)、さらなる議論の展開は、Anthony Giddens, *Beyond Left and Right: the Future of Radical Politics* (Cambridge: Polity Press, 1994) を参照しよう⁹⁾

る。この意味で、従来の左翼の中心理念であった福祉国家の進展が、さらにリバタリアン政治の挑戦を先進各国にもたらしたのである。福祉国家はリバタリアン政治の登場に、(1)多様な生活スタイルを保障することを通じて、(2)公共セクターという支持者層の拡大を通じて、二重の意味で貢献したのである。その意味で、以上のような展開をキツチェルトにならつて「左派リバタリアン政治」の展開と呼ぶことができるはずだ。

一九八三年連邦議会選挙で、戦後世代の政治的／文化的抵抗運動を代表すると主張する緑の党が初めて議席を得たことは、西ドイツにおける政党政治の性格の変化を象徴的に示す出来事であった。従来の配分政治としての政治のイメージ(再配分市場)は、六〇年代から七〇年代にかけて形成されその後もこの枠組みは基本的に変化していないが、左派リバタリアン政治の挑戦は新たに次の二つの政治のイメージを連邦共和国の政党システムにもたらした。

第一は、選好形成過程における「民主的手続きとしての政治」である。リバタリアン政治の挑戦を通じて、政治はもはや、単に希少価値の再配分をめぐる技術ではなく、(1)何が政治的善として追求されるべきなのか、(2)価値の配分についてどのように選択がなされるべきか、をめぐる論争として捉えられるようになった。リバタリアンの立場からすれば、前者

で追求される決定の実質と後者の手続きの間には相互に密接な関連がある。というのは、決定過程のあり方はすでに一定のバイアスを帯びており、どの争点が政治競争に参加でき、どの争点が排除されるのかをあらかじめ決定している。もし、より民主的な決定過程が採用されるならば、市民の政治的要求はより公正に反映されるはずだ、というのが彼らの主張であった。ここでは、すべての市民が自発的にかつ平等に決定に参加することが決定の前提とされる。ステイブン・ルークスの三次元的権力観²⁸を思わせるこの批判は、広範で強力に組織された経済利益に対する批判や消費者運動、環境保護や性差をめぐる社会文化の問題、軍縮問題などとして生起する社会運動から何度も提起されてきたテーマであった。

第二は、「共同体のメンバーシップの定義をめぐる政治」である。配分政治や民主的手続きとしての政治というイメージは、だれがその決定に参加し配分にあずかることのできる権利を有しているのがすでに前提とされているが、そもそもだれがこの共同体のメンバーとしてそのゲームに参加できるのかは問われていない。従来、市民権の範囲をめぐる問題は民族の同一性や国境の観念などが強い場合には自明のものとしてきたが、社会のグローバル化を通じて外国人定住者の定着が進んだことや移民が増大したことなどの現代社会の条件変化を通じて、だれが共同体のメンバーシップを得

る権利を待つか、というこの問題は政治的選択の問題となり始めたのである。ここで注目すべきなのはこの選択は、国家としての集団的アイデンティティと密接に関わっているということである。たとえば、連邦共和国という共同体の範囲は何によって定められるのか、という問題は自明な事実ではなくむしろ政治的な決定の問題になったのである。これは国の内側においては、定住外国人の市民権問題として登場するし、外に向かつては民主共和国という「ドイツ民族」をどう扱うのかという問題として登場する。連邦共和国の場合、すでに触れたようにナシヨナリズムはナチスの過去によって掘り所とできないものとなっており、さらに「ドイツ民族」は東西に分裂していた。それゆえ東方政策で問題になったように、連邦共和国の国家としての集団的アイデンティティをめぐる政治はその他のヨーロッパ各国よりもより深刻な政党政治上の争点となっていたのである。

第二章ではこうした政党政治の変容を知的なレベルで支え、正当化してきた知識人たちの論争を振り返ることにしよう。ドイツ統一が左右両勢力のデイスコースの中でどのように捉えられ、そのイデオロギー構造がどのようなディレンマを抱えているのかを探ることが次の目的である。

第二章 知識人の論争とドイツ統一—集団的アイデンティティをめぐる論争

ナポレオン支配に対する反発とイギリスと比較した経済的後進性の意識によって芽生え、その後成長してきた一九世紀初頭のドイツナシヨナリズムは、そもそも自由主義的な原理によって方向性が示されていた。「フランクフルト国民会議」

(26) 福祉国家の拡大がもたらす政治的な帰結については、Gosta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism* (Princeton: Princeton University Press, 1990) chap. 6-9; *idem*, ed., *Changing Classes: Stratification and Mobility in Post-Industrial Societies* (London: Sage, 1993).

(27) Herbert Kitschelt, *The 1990 German Federal Election and national Unification: A Watershed in German Electoral History?*, *West European Politics* (vol.14, no.4, 1991) pp.123-131. 上の論文は本論文を書くにあたっての最も重要な文献のひとつである。一九九六年度夏学期のフンボルト大学での教授のゼミで得た貴重な示唆に感謝したい。 *ders.*, *Materiale Politisierung der Produktion: Gesellschaftliche Herausforderungen und institutionelle Innovationen in fortgeschrittenen kapitalistischen Demokratien*, *Zeitschrift für Soziologie* (14, Nr. 3, 1985).

(28) Steven Lukes, *Power: A Radical View* (Houndmills: Macmillan, 1974/1993).

で頂点を迎えるこの運動は結局挫折するものの、ここでは国家統一というナシヨナリズムが市民的自由の要求と一体化していたのであった。しかしながら、一八七〇年代後半に入つてナシヨナリズムが右翼に「発見」されて以降その内容は大きく反転させられ、当初のナシヨナリズムの担い手であった自由主義者や社会主義者を抑圧するイデオロギーとして用いられることになる。こうしたナシヨナリズムの「左翼」から「右翼」への転換は、他の諸国でも同様に一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけてみられたものの、ドイツの自由主義的なナシヨナリズムの伝統はフランスなどと比べて極端に弱く、その後の右翼ナシヨナリズムは第一次大戦後の社会混乱の中で反ユダヤ主義や人種主義を次々と加えながら過激化し、ヨーロッパを破壊させたのである。

以上のような歴史的な経過をみても明らかのように、ナシヨナリズムはあらかじめ特定された一定の社会的な内容を常に備えているというよりは、その時々々の国際環境や社会文化状況の中で不断に再定義されていくものである。すなわち、ナシヨナリズムはきわめて政治的な現象であつて、常に政治的な論争の対象となつてきたのである。この事情は第二次世界大戦後においても変わりなく、戦後の西ドイツにおける「ナシヨナルなものにかかわる問題 (Nationale Frage)」は、一貫してアクチュアルなテーマであり続けていたのである。

1. ひとつの民族、二つの国家？ それとも？

論争の核心は、ナチスの犯罪という過去を背負い、しかも分断された国家に暮らすという「異常な」事態をどう受けとめていくのか、という問題であつた。この点で哲学者のカール・ヤスパースが一九六〇年八月に行なつた問題提起は一つの契機となつた。彼はドイツの名でなされた過去のナチスの犯罪が十分に直視されていない例として、西側で両ドイツの再統一論に固執していること挙げ、あくまでビスマルクのドイツ帝国の領土版図にこだわることはナチスの過去を認めようとしないうことの表れではないのか、と論じた。そのうえで彼は、民族国家としてのドイツの可能性はヒトラーによつてすでに葬られたのであり、再統一に固執するよりも、国は別々でも東ドイツの人々が自由に生活することのほうが大切であるとしたのである。ナチスの犯罪を直視するために統一という目標を放棄することを公開の場ではじめて明確に論じたヤスパースに対し抗議の嵐が巻き起こつたが、彼の議論は、ナチスの犯罪を直視しヒトラーの帰結としての分断二国家の現実を受け入れたうえで、連邦共和国独自の民主的なアイデンティティを求めようとする新たな論争の契機となつたのである。

連邦共和国はその領域よりも大きな範囲であるひとつの「ナチオン」の中の一国家なのか、それともそれ自身でひ

とつの「ナチオン」を形成する一国家なのか、という論争は、一九六一年八月にベルリンの壁が建設され、「分断国家」がしだいに現実として定着するにつれ一九七〇年代に入り本格化していくことになる。

たとえば早くも一九六七年には、ジャーナリストのブルクハルト・フロイデンフェルト (Burkhard Freudenfeld) がカトリック系の雑誌「ホーホラント」に論文「最終的な宙ぶらりん状態 (Das perfekte Provisorium)」を発表して、連邦共和国に欠けているのは領土版面ではなくて国家としての性質なのだとして論じて、連邦共和国独自のアイデンティティを求めることを提唱して論争を起している。また、ルッツ・ニートハマー (Lutz Niehammer) らは一九七二年に、東西両国の相互交流の低さは「ナチオン」の定義に当てはまらないと論じ、七三年にはケプハルト・シユバイクラー (Gebhard Schweigler) は、連邦共和国ではすでに住民の意識の点では独自の国民国家であると論じた⁽⁵⁾。事実、自国に対する愛着度を調査する国際比較研究では常に、「あなたは自分がドイツ人、イタリア人、フランス人等々であることに誇りを感じますか」という質問には積極的な反応が少なかったにもかかわらず、連邦共和国の政治、社会システムに対する支持は高い数値を示しており、彼らの主張を間接的にはあるが裏付けている。また、とりわけ青年層に関するかぎり、着実に連邦

共和国独自の国民意識が定着しており、一九八七年に行なわれた世論調査では、青年層 (一四―二九歳) のうち自分がひとつの『ドイツフォルク』に属していると考える者の割合は六五%にすぎず (六〇才以上では九〇%を占める)、また三四%は二つのドイツフォルクが存在すると答えている。また民主共和国は外国であると答えた者の割合五一パーセントと半数に達している (六〇才以上では一二%にすぎず)。一九八九年にジルケ・ヤンセンはこうした結果を基に、連邦共和

(1) Heinrich August Winkler, Nationalismus, Nationalstaat und nationale Frage in Deutschland seit 1945, *Aus Politik und Zeitgeschichte* (B 40, 1990).

(2) 三島憲一、前掲書、pp. 115-117, Rudolf Augstein und Günter Grass, *Deutschland, einig Vaterland?* (Göttingen, Steidel, 1990)

(3) Burkhard Freudenfeld, Das perfekte Provisorium, Auf der Suche nach einem deutschen Staat, in *Hochland* (59, 1967) S.421-433.

(4) Erich Kitzmüller, Heinz Kuby und Lutz Niehammer, Der Wandel der Nationalen Frage in der Bundesrepublik Deutschland: Nationalstaat ohne nationalökonomie, in *Aus Politik und Zeitgeschichte* (B 33/34, 1973).

(5) Gebhard Schweigler, Nationalbewusstsein in der BDR und DDR (Düsseldorf, 1973).

(6) Russel J. Dalton (1989) *idem*.

(7) Heinrich August Winkler (1990) *idem*, S.18-19.

国市民の若者の間では、民主共和国は異なつた社会秩序をもつた外国になつており、すでもはやドイツの一部だとは認識されておらず、ナチオナルな共通性の意識の崩壊へ結びついていると結論するに至つていた。

こうした動向を知的なレベルで牽引し、理論的で規範的な正当性を付与しようとしたのがライナー・レプジウス、ドルフ・シュテルンベルガー、ユルゲン・ハーバマスといつた左派的な知識人達であつた。

2. 憲法パトリオティスムス—デモクラシーとナシヨナリズムの緊張関係について

ハイデルベルク大学教授であつたドルフ・シュテルンベルガーは、一九八二年に行われた講演「憲法パトリオティスムス (Verfassungspatriotismus)」⁽⁹⁾の中で、連邦共和国の市民間の統合は、ナシヨナリズムによつてではなく、ナチスへの反省に立つた自由で民主的な基本秩序の保持を基本原理としてかかげる基本法への愛着によつて可能になる、と論じた。

彼は「祖国 (Vaterland)」という、ナチスを思わせるため今日ではすでに使われなくなつた用語を用いて聴衆を挑発する。しかし彼は、すぐに続けてナチスは憲法ばかりでなくパトリオティスムスも破滅に追い込んだと論じて、「パトリオティスムス」をナチスの犯罪から救おうとする。彼によれば、

「パトリオティスムス」は、その起源において、その歴史において、現代において、国家と憲法に関わるものであり続けた。パトリオティスムスはナシヨナリズムよりも古く、ヨーロッパにおけるすべての国民国家的な組織体に先立つものである。かつてパトリオティスムスと祖国の概念は、国家と憲法—すなわち共和国、とりわけ古代の共和国—と密接に結び合つていたのである。それゆえ、「祖国の声は自由の空気が奪われればその輝きを失う」。「祖国のパトリオティスムスでは民族とか領土はまったく話題にはならない。問題となつてゐるのはただ、国家の規範と人間の自由なのである」⁽¹⁰⁾。こうして彼は「憲法パトリオティスムス」という概念に行き着く。

さらに彼は、ナチスが自由のないナシヨナリズムを跋扈させたことを強調し、「われわれがそのなかで自由の空気を吸うことができる『祖国』」を連邦共和国の基本法が定める政治秩序と重ね合わせることで、戦後成立したボン共和国を積極的に擁護するとともに、それへの愛着を求めようとする。

西ドイツの基本秩序はナチスとの断絶に基づいてるのであり、こうして、憲法パトリオティスムスこそが連邦共和国の新しいアイデンティティとなるのである。

西ドイツで連邦共和国のアイデンティティを模索する議論は、なによりナチスの過去への取り組みと「分断国家」に生

きる現実から生まれたものであったが、とりわけ左翼系の知識人にとって自らの主張を理論的に正当化しなければならなかったのは、ライフスタイルの多様化や外国人定住者の増大などを通じて「社会の安定性が失われた」と考える保守層の側に連邦共和国の存在の前提を超えようとするアイデンティティードイツの民族的伝統——を求めようとする動きが何度も繰り返し現われてくるからだ。一九八六年の有名な「歴史家論争」はこうした知識人の中の知的対決をよく示している。こうした対決のなかで左翼系の知識人たちは、デモクラシーとナショナリズムがどのような緊張関係に立つのかを理論的に考察することに成果を収めてきた。

ライナー・レプジウスによれば、「ナチオン (Nation)」とは「認識された秩序体系 (gedachte Ordnung)」に他ならず、自然に発達した論争の余地のない社会秩序を意味しているわけではないことを確認し、「ナチオン」という国民性の概念が常に民族主義と結びついたナショナリズムを意味するものではないことを強調する。つまり「ナチオン」と「民族主義」は別個のものであり、両者が結びつくときはそれがそのように定義されたときだけである、と論じる。彼によれば、「ナチオン」という国民性の概念には次の四つの形態が考えられるという。

① 民族ナチオン (Volknation)

② 文化ナチオン (Kulturnation)
③ 階級ナチオン (Klassenation)
④ 国家市民ナチオン (Staatsbürgernation)

彼によればさらに、それぞれのナチオンの定義の基準は、外部に対する国境確定の問題と内部に対する秩序の在り方のモード(たとえば、他の連帯組織や支配システムなどに関して)に対してそれぞれ特殊な政治的な帰結をもち、それぞれ特殊な紛争状況を強めたりあるいは弱めたりする、という。

- (8) Silke Jansen, Zwei deutsche Staaten-Zwei deutsche Nationen? Meinungsbilder zur deutschen Frage im Zeitablauf, in *Deutschland Archiv* (22. 1989) S.1132-1143.
(9) Dorf Sternberger, *Verfassungspatriotismus* (Frankfurt am Main: Insel, 1990) 所収。
(10) シュテルンベルガーはパトリオティスムスの観念が古代の共和国にまでさかのぼると述べているが、具体的に論じられていないわけではない。これは彼の追求しようとするパトリオティスムのイメージが普遍的なものを指向していることを示していると理解することができる。
(11) *ibid.*, S.21, 22.
(12) 以下の叙述は Mario Rainer Lepsius, Nation und Nationalismus in Deutschland, in *Interessen, Ideen und Institutionen* (Opladen: Westdeutscher Verlag, 1990) S.232-246. に依拠している。

第一に民族ナチオンは、国民性をエスニックな特性によつて定義する。通常エスニックな差別化は難しいので、文化的、言語的、宗教的特徴を組み合わせることで民族性を定義することが多い。民族ナチオンは領土的な閉鎖状況がなければ大きな問題を惹起する。不明確な国境確定は国境の外側に存在する同じ民族に対する介入主義を生み、内側に存在する違う民族に対する少数民族差別へとつながる。共同体の構成要件としては個々人の市民権の実現を必要とほしくないため、一般に憲法に関しては無関心である。そしてこうした特性は、前政治的な、もしくは自然法的な本質をもつとされる。国内的な共同体秩序を市民の平等な権利や民主的な参加の権利といったものを通じて正統化する必要がある。この結果、個人に対する民族の集団性の優位性から自由とデモクラシーが抑圧されることになりがちである。すべての反対派勢力は「反民族的」として攻撃され、民族の集団的利益の名による市民権が重要性を喪失する。ドイツの場合、ナチスの民族ナチオンは国際的な紛争とともに、国内の抑圧体制を帰結したのである。レブジウムによれば、民族ナチオンの抑圧性を現在のドイツはいまだに引きずっている、という。¹⁰

第二に文化ナチオンは、脱政治的な特質をその特徴とし、包括的なドイツ民族国家の非実現性を受け入れつつ、政治的には不平等ながらも文化的平等に基づいたナショナルなアイ

デンティテイの確立を模索するものである。この概念が脱政治的なものにとどまっているかぎりは、内政問題と国境確定問題に関して含意をもたないが、そうであるためには、補足的に同様の政治的なナチオンの概念が機能していなければならない。この補足的機能が崩壊すると文化ナチオン概念の政治化が始まり、逆に民族ナチオンに対する補足的な役割を持ち始めるに至る。ドイツの場合、かつてオーストリアやスイスはドイツ文化国家の「残りの部分」と考えられたが、現在では各国が民主的に自己正統化することによって政治的な補足機能を十分に果たしており、同質の文化的言語的遺産を持ちながらも違った国家として存続することを可能にしている。さらにいえば、前章で論じた東方政策の理想はこうした方向性を追求したものであった。

第三に階級ナチオンは、民主共和国指導部の秩序観念をなすものであった。連邦共和国に対抗して独自の国家存立の正統化の秩序観念の必要性を満たすためには民族ナチオンも文化ナチオンもその基盤を提供しない。唯一その存立に正統な根拠を与え得るとすれば次に触れる国家市民ナチオンのみであるが、民主共和国の非民主的な政治システムはこの正当化根拠を持ち出すことを不可能にした。それゆえ、階級ナチオンは民族ナチオンとの類似した機能を果たすこととなった。「階級」の集団性が優位し、個人の市民権の抑

庄の正当化原理となったのである。民主共和国指導部は、階級ナチオンを欠けば自らの支配の正当性が根本から動揺し、支配体制ばかりか国家自体が崩壊するのではないかと恐れていた。そしてこの恐れは決して無根拠のものではなかった。なぜなら、民主共和国は自らの自立性を保障するのに十分な民主共和国市民による民主的な自己正統化の基盤を欠いていたからである。このことは統一の過程で実証されることになるが、ベルリンの壁の崩壊とともに「階級ナチオン」が崩壊した後に「民族ナチオン」や「文化ナチオン」の観念が巻き起こり、民主共和国の民主的な刷新ではなく、むしろドイツ統一が指向されたのには、民主共和国が独自の国家存続のための国民国家ナチオンの観念を育む機会を奪われていたからだった。

第四に国家国民ナチオンは、市民権の平等と市民による支配の民主的正統化の手續きに基づいて構成される国民性である。対外国境問題はここでは問題にならず、国民性の観念は憲法秩序が及ぶ範囲に限定される。国境の外に文化的、民族的、言語的に同等な人々が住んでいるかどうかはまったく意味を持たない。また同様に国内的にも、個人の市民権の保障、支配システムの正当化のための憲法に規定された手續き、少数民族や文化的少数派には市民権の平等などの原則に基づき、民族的紐帯や文化的同化を強制することなく対処する(1)

とができる。共同性は市民権の問題となる。紛争の軸は、市民権をどのように拡張していくのか、という問題として捉えられ、制度化された政治制度のなかで争われる。対外関係の重要性は国内問題の重要性に取って代わられることになる。ドイツの歴史上、国家が国家市民ナチオンの観念にしたがつて正当化されることになったのは、連邦共和国が初めてであった。民族ナチオン、文化ナチオンは補足的で政治的には下位に位置づけられることになる。

この分類が明らかにするのは、民族ナチオンという国民性の概念と国家市民ナチオンという国民性の概念とはすべく対立する、ということである。それゆえ、民族ナチオンの概念は国家市民ナチオンに従って構成されているデモクラシー国家においては効力をもつてはならないことが強調される。平等な政治的／法的国家市民の地位に民族ナチオンの観念が影響を与えると、その平等がそこなわれ、少数派への抑圧や同化強制が生じてしまう。デモクラシー国家では民族ナチオンよりも憲法によって具体的に定められた市民

(13) *Ibid.*, S.237.

(14) Mario Rainer Lepsius, "Ethnos" oder "Demos": Zur Anwendung zweier Kategorien von Emerich Francis auf das nationale Selbstverständnis der Bundesrepublik und auf die Europäische Einigung, in *ders.*, 247-255.

権に優先権が与えられなければならないのであり、民族ナチオンの観念を憲法秩序やその正当性のなかで内容的な効力を持つてはならないのである。⁽¹⁴⁾

レプジウスのこのすくれて啓発的な論文は、統一前に發表されたものであったが、その中では統一問題が触れられている。彼によれば、民主共和国市民がより自由な方法で民主共和国に国民国家ナチオンとしての正当性とアイデンティティを与えるとき、統一の要求は最終的に消え去ることになろう、と論じる。ヤスパーズが一九六〇年に論じ、ブランドの東方政策が目指した方向性である。しかし同時に彼は必ずしも統一自体を理論的な可能性として放棄するわけではない。彼によれば、

「自己正当化された二つのドイツの「市民の国家」が自己の自立性ともうひとつのドイツ国家の承認のために、同等の基準でもって判断し、行動することになろう。同様に、自由で民主的な手統きは、手統きのにコントロールされた人民主権という原則によって提供されるもの以外のより高度な正当化の問題を引き起こすことなく相互的な協力、連合体、国家合同 (Fusion) をも可能にするであろう」⁽¹⁵⁾。

要するに、国民国家ナチオンに従うかぎり、統一は目指

すべき目標ではなくなるが、だからといってそれが排除されるわけではない。しかし、それが排除されないのは、民族的ナチオン、もしくは文化的ナチオンがそれを要求するからではなく、民主的な手統きがそれを排除しないからにすぎない。だから、もし統一が追求されるとしても、その形態と方法、正統化の原則は国家国民ナチオンの原則に従ったものでなければならぬのである。「民族ナチオン」や「文化ナチオン」を持ち出すことで市民権とデモクラシーに基づく「国家市民ナチオン」の原則を害ないかねない事態を避けうる方法——平等な市民の自発的な参加を前提とした民主的手統きを通じた決定——を模索することが最も重要だということになる。

多様なライフスタイル、新しい連邦共和国のアイデンティティの模索、新しい世代による受容、理論的／倫理的な正当性の付与といった一連の政治文化の変容——ドイツナシヨナリズムのデモクラシーによる克服——に対する戦後の左派的な知識人たちは、八九年に突然政治日程にのぼったドイツ統一問題で再びこの問題に取り組むこととなった。ユルゲン・ハーバマスの「ドイツマルク・ナシヨナリズム」は、シュテルンベルガーやレプジウスらによって構築されてきた理論的成果をドイツ統一問題の中でもう一度確認し、その倫理的な要請を統一過程のなかに実現させようとするものであった。

3. ドイツ統一の前提条件——左派のデモクラシー概念

ハーバマスはそのときどきの連邦共和国における政治論争の担い手として登場するが、彼は、ドイツの政治文化が時に流れようとする保守化の傾向を批判して単にベシニステイックな展望を述べるだけではない。彼の議論には、常に、左からの実践によって戦後連邦共和国が経験してきた（それにハーバマスは参加してきたという自負があるのだが）政治文化の変容の成果に対する一定の期待感が見て取れる。ハーバマスのこうした両面的な立場は、彼が単に社会学者という職業に携わる客観的な観察者としてではなく、彼自身のコミュニケーション理論の実践者であろうとする——すなわち、公共の議論を通じて説得力を帯びた合意を創り出して（16）こうとする活動に意識的に参加していることから生じている。一方で対論者の議論を批判するとともに、他方でオールタナティブなあり方を指し示すことで公共の場で広く議論を巻き起こし、対話のなかから説得力ある合意を形成していこうとするのである。それゆえドイツ統一問題によって引き起こされた政治論争は、彼にとつて一方では批判の対象でありながらも、他方ではもうひとつの可能性を实践するチャンスだともみなされたのである。ハーバマスの議論はよく保守的な潮流に対する批判、もしくは日本の政治文化に対する批判とし

て紹介されることが多いが、彼のもうひとつの積極的な側面を決して見失つてはいけなう。

(15) Mario Rainer Lepsius, *Nation und Nationalismus in Deutschland*, (Ann. 12) S.244.

(16) Jürgen Habermas, *Die andere Zerstörung der Vernunft: Über die Defizite der deutschen Vereinigung und über die Rolle der intellektuellen Kritik*. Aus der *Niederschrift eines Gesprächs*, in *der Zeit* (Nr.20, 10.5.1991). 邦訳は「三島憲一『カール・ポパーの『理性の破壊』——ドイツ統一の欠陥と知識人による批判の役割』」『思想』(一一・一九九二)ハーバマスはこの論文の中で、「学生運動の時代に厳しく批判したアデナウアーの西側への強引な組み入れという業績を、振り返ってみれば当時は『その歴史的な射程に関して正しく評価していなかった』ことを認めながらも『それは今日からみても正当なことだった』と述べる。なぜなら学生運動を通じて初めて『政府側陣営と彼らがいどころの《クス野郎ども》という分業体制』が出来上がったのであり、こうした抵抗や分業なしには『連邦共和国において洗練された市民的感觉、いやおよそ市民的なメンタリテイと呼べるものは、まず形成されなかった』からである。ここでは公共の議論に参加することの意義とその帰結の評価とがずれていることに注意しなければならないだろう。このハーバマスの自己認識は正確に認識されなければ誤解が生じかねない。たとえば、後ほど登場する歴史家のクリスチャン・マイヤーなどは、この点に関する認識が完全に欠落しているようにみえる。

彼によれば、アテナウアー時代の左派的な学生運動を通じて連邦共和国には「市民的感覚 (bürgerlicher Bürgersinn)」が初めて生まれ、普遍主義的な原則を持った憲法秩序に対する深い支持—すなわち「憲法パトリオティスム」が社会に根付いた。民族的、もしくは文化的な運命共同体といった秩序理念とは異質な、自己決定権によってできあがっている秩序という感覚、ポスト国民国家的な政治的共同体としての連邦共和国というアイデンティティこそがドイツナショナリズムが正当性を失ったことを示す連邦共和国の政治文化の変容の中心的な成果なのであった。これに対し右派の側は、依然として存在しない民族的な誇りの代替物として経済的な成果に対する自信を反共主義と結びつけることしかできず、少なくとも連邦共和国における政治文化の点では守勢に立たされてきたのである。しかしドイツ統一が政治日程に上り、民族的な一体性なるものが勞せずとも手に入りそうになるにつれて、こうした枠組みに変化が起き始めた。右派の側に、かつては連邦共和国だけにあてはまるものであった経済的成功という価値を「かつての」ドイツナショナリズムと結びつけることで、新しい統一ドイツの自己理解の基盤とすることができるよう見通しが出てきたのである。ハーバマスは右派のこうした実践を「ドイツマルクナシヨナリズム」と名づける。

これに対し、「憲法パトリオティスム」という連邦共和

国独自のアイデンティティの形成に一定程度成功してきた左翼の側のドイツ統一の理論的位置づけは、かつての成果を統一過程の中でもう一度実現させることでより強固なものにしようとするものであった。ハーバマスは、アウシュビッツというあのすさまじい連続性の断絶によって、ドイツ人はその政治的アイデンティティの設定にあたつて、普遍主義的な諸原則以外のものに依拠する可能性をつぶしてしまったのであり、いまだはただ批判的に、自己批判を通じてのみ脱伝統型のアイデンティティを獲得することしかできない、という。そして、シュテルンベルガーからレブジウスにいたるナショナリズムの民主的市民権による克服というテーゼを確認したあとで、次のようにドイツ統一を位置づけていく。彼によれば、基本法が定める基本原則や諸制度によって—すなわち「憲法パトリオティスム」に従って新しい統一ドイツを定義しようとするなら、東西ドイツの統一のプロセスに関する民主的手続きを要求せざるをえない。すなわち、ドイツ統一過程における国民投票の要求である。それは、「国家統一のプロセスを、国家市民ナチオン (Staatsbürgernation) を構築する」という明確な政治的意識のもとで遂行するという歴史的瞬間を逃¹⁹さないためである。過去四〇年にわたる連邦共和国の実践のなかで獲得されてきた政治文化—すなわち、「憲法パトリオティスム」、多様な生活様式、リベラルな

生活文化といった成果が、統一によってむしろ危うくされ、前政治的なナチオンの観念への国家の基礎付けがより容易になるからこそ、こうした民主的な自己決定権という手続きが統一遂行にあたっての規範的な要請となるのである。「まさにこの関連でのみアウシュビッツというテーマは、国家統一のプロセスを遂行するときの意識にとつて重要になつてくるのだ」として、再びドイツの名でなされたナチスの犯罪の克服としての民主的手続きを経た意識的な統一国家形成の重要性が強調される。

「憲法草案についての国民投票のみが、しかも全ドイツを連邦国家として統一するか、それともドイツ連邦共和国にその基本法を保持し続けることを許す国家連合とするかの二項対立をめぐつての国民投票のみが、すべての市民にノーといえるチャンスを与えてくれるのだ。そうすることによつてはじめて多数派の決定は意識的になされた行為となり、将来世代の共和制的な自己理解もそうした意識的的行為を核として結晶しうるであろう。つまり、これまでのドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国の領土のうえに国家市民ナチオンからなる統一された国民を憲法によつて作るといつても、それは言語共同体とか文化とか歴史といった政治以前の所与によつて予断されたものではけつしてないことである」⁽²⁰⁾。

ハーバマスは、こうした自らの理論的な立場が、統一にあつて基本法の前文と第一四六条を適用することよつて具体化されると主張する。なぜなら基本法前文は、連邦各州の政治生活に「過渡期」における秩序を作るためであるとされており、その過渡期とは、「自由な自己決定によりドイツ統一と自由を完成させる」ことに成功するその時まで、とされているからであり、また一四六条は、基本法が「ドイツ国民が自由な決定によつて定めた憲法が発効したその日に効力を停止する」と定めているからである。こうした民主的手続きよりも政治以前の所与のものとしてされるドイツの一体性を根拠に、手続きよりもできるだけ早く統一することを目標にして、かつてザールラント州が連邦共和国に加入した際の法的根拠となつた基本法二三条を今回のドイツ統一の法的根拠にしようとする東ドイツの「併合」は、国家公民に基づく国民を憲法(基本法)に基づいて構成しようとするいかなる場合にも

(17) Jürgen Habermas, *Der DM-Nationalismus, in der Zeit* (Nr. 14, 30.3.1990) 邦訳は、「ドイツ・マルク・ナショナルリズム——いまいちどドイツ人のアイデンティティについて——」『思想』(一九九〇・七)。

(18) *Ibid.* 邦訳六六ページ。

(19) *Ibid.* 邦訳六八ページ。

(20) *Ibid.* 邦訳六六—六七ページ。

必要な本質的条件をごまかして無視しようとするものであり、両ドイツ市民が議論のうえで下す民主的な決断という公共の行為をごまかしてやらないですまそうとするものである、と批判される。

さらに彼はこうした批判を超えて、こうした民主的手続きを前提とする意識的な国家市民ナチオンの構築は、国民投票によって正当化されることがなかった基本法を正当化する機会であると同時に、さらに一歩進んで、ヨーロッパ統合や環境問題、男女同権社会、多文化社会への移行といった現在のドイツの置かれている諸問題への取り組みに際して、よりラディカルなデモクラシーの実践のための基礎として、現行の基本法をさらに改善するチャンスであるという意味づけをする。統一ドイツの形成にあたって、憲法議論と国民投票を実施することは、一人一人の市民が「一人称複数」の視点から「公共の討論」に参加することを意味し、そのなかからリベラルなメンタリテイを形成するチャンスにもなりうる、とされたのである。つまりハーバマスは、ドイツ統一が「ドイツマルクナシヨナリズム」といった前政治的な根拠と公共の論争と規範性ぬきの行政管理的手法で遂行されるなら、連邦共和国で育まれてきたリベラルな政治文化の伝統を危険にさらしかねないが、むしろドイツ統一を通じて自らのアイデンティティを意識的に構築するために公共の論争を巻きおこ

すならば、よりラディカルな変革と市民意識の刷新のきつかけとすることも可能である、と論じたのであった。

以上のようなレブジウスからハーバマスにいたる左派の「憲法パトリオティスム」の概念は、ドイツ統一問題への取り組みの中で、次のような三つのテーゼを生んだ。

第一は、民主的な手続きを経たドイツ統一の決定である。すでに見たように、左派リタリアンの政治的デイスコースは、集団的アイデンティティを、宗教やエスニシティ、言語や領土といったものであれ、前政治的に定義された概念で捉えていくことを拒否する。このことは、アウシュビッツを経たドイツにおいて、「慣習的に、すなわち全員一致のかつ前反省的に共有されたアイデンティティのいかなる形態も許されない」（ハーバマス）と論じる連邦共和国の左派リタリアン政治の中ではとりわけ意識的に避けられてきた。それゆえ集団的アイデンティティは、集団決定の民主的手続きもしくは相互依存関係の構成における個々人の自由な選択の問題ということになる。共同性は公共の議論を通じて選択を基礎にして正当化されるべきもので、自然的な集団的な属性は、前近代的な社会秩序の残滓とみなされるべきである。左派リタリアンのな政治理論は、普遍主義的な人間性の概念に依拠しているのである。それゆえドイツ統一は、（もしそれが遂行されるならば）基本法前文と第一四六条にしたがって行

なされるべきである。

第二は、民主的に刷新された東ドイツ体制の存続である。これは第一のテーゼのコロラリーと考えられよう。すなわち、市民の自発的で平等な参加という市民権が保障されたうえで民主的な決定でなければならぬ。ドイツマルクナシヨナリズムなどといった前政治的な要因がこの民主的な決定過程の中で効力を発揮することは許されない。そのためには、権威主義的な政治体制が放棄されると同時に、同様の配慮をもって、政治的なセottoアップの過程で公平な公共の議論に参加するにあたって普遍主義的な人間性の概念に歪みを与えないような要素はできるだけ避けられる必要がある。ナシヨナリズムやドイツマルクの経済的引力に引き付けられた西ドイツへの「併合」という方向性ではなく、東ドイツという独自の政治体制が存続し続けることがそのための前提となる、という見方である。

さらに第三のテーゼとして、きわめて興味深いことに、統一問題を単なるナシヨナリズムの回避の問題としてばかりでなく、市民権の拡張の問題、よりラディカルなデモクラシーの実践の場としても理解しようとする左翼は、東ドイツにおける市民権運動に強い共感を感じていたことを挙げておく必要がある。以下で触れるように、民主化を主導した市民運動は、SED(社会主義統一党)支配体制の民主化を求めなが

らも、資本主義体制とも一線を画する「第三の道」を模索していた。そこでは、反軍事同盟、環境保護、男女平等社会、草の根デモクラシーといった西ドイツにおける左派リベタリアン政治と共通のテーマが取り上げられていたのである。ハーバマスの議論に見たように、ドイツ統一は単に批判の対象としてではなく、左翼にとっては連邦共和国の政治文化をさらにラディカルな方向に転換させていくチャンスともみなされていたのである。西ドイツの左翼は、同様の要求をかかげる東の市民権運動の展開に共感と期待を込めていたのである。

以上三つのテーゼは、第一章で明らかにした、共同体のメンバーシップの定義をめぐる政治と民主的手続きとしての政

(21) *ibid.*, 邦訳六五ページ。

(22) *ibid.*, 邦訳六六ページ。

(23) Jürgen Habermas, *Die nachholende Revolution* (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1990). 邦訳は「三島憲一・山本 九、木前利秋、大貫敦子訳『遅ればせの革命』(岩波書店、一九九二)。村上淳一「社会主義体制の崩壊と『非産党左翼』の課題、ユルゲン・ハーバマスの展望」『思想』(二〇・一九九〇)。同様の視点から新憲法の制定をより具体的に論じたものとして、Hans Peter Schneider, *Die Zukunft des Grundgesetzes: Bedarf die Verfassung einer Bestätigung? in der Frankfurter Allgemeine Zeitung* (16.11.1990).

(24) Herbert Kirschelt (1991) (In. 2-1-27) pp.131-132.

治の概念と密接な関連を持つている。ドイツ統一をめぐる左翼の正統性原則とそこから導かれるテーゼは、戦後の左翼、とりわけ配分政治を超えて政治文化や社会生活の分野にまでリベラルでデモクラティックな価値を拡張していこうとする左派リパタリアン政治の実践のなかに位置づけられるのである。それは、戦後の政党政治の展開と知識人の論争の中で鍛えられ、ドイツ統一が政治的な争点となったとき、左翼のドイツコースの基本となったのであった。

4. ドイツ統一の必然性——右派のナシヨナリズム概念

左派の統一議論が戦後のリパタリアン政治の展開のなかで鍛えられたデモクラシーの概念によって方向づけられていたのと同様に、右派の側の統一議論も戦後の連邦共和国における政治文化の変容との関連のなかで定義づけられている。しかしこの際、右派と左派とを分かちつのは、左派の側が前節で述べたような政治文化の変容を肯定的に評価しようとするのに対して、右派の側では、こうした変化を社会の多元化による国家統合の危機として捉えていた点であった。彼らによれば、戦後の連邦共和国はナチスの犯罪によって他の諸国では容認されてきた歴史への自己同一性を意識的に禁じてきたことによってアイデンティティの危機とその帰結としての国家統合の危機へと陥ったのである。彼らは、ナツイオンという

観念が色褪せていくにつれて、歴史的伝統とは全く離れた、自由で民主的な基本秩序」を定めた基本法が今日での国家現象の基礎となったが、基本法によって現実の共同性を持つてると考えるのは誤っている、という。そしてシュテルンベルガーら左派の「憲法パトリオティスムス」を連邦共和国を支えるアイデンティティとみなす立場が批判される。

憲法学者ヨージェフ・イーゼンゼーによれば、連邦共和国成立当初は基本法の側がそれ以前から存在してきた社会コンセンサスに依拠していたのであって、決してその逆ではなかった。この社会的コンセンサスには、帝政時代とヴァイマル時代、に成長した「基本法以前の (Vorgrundgesetzlich)」伝統、すなわち昔ながらの国家の観念、市民的な労働のモラル、キリスト教的な義務のエートスなどからなっていたのである。しかしながら、この関係は一九六八年の学生による文化革命によって逆転させられてしまった。基本法の下で成長した学生たちは、民主主義に先立って存在するものはすべてファシズムを可能にしたのだとして、市民的な伝統、自明なものとしての義務感、秩序の維持、遵法の精神、国家的なものなどをすべて権威国家的なものだとして非難し、排除しようとした。彼らの両親の世代はナチスの犯罪によって、そうした伝統を擁護する力を欠いてしまっており、こうしてドイツの伝統は内部から軽視され、憲法が社会的コンセンサスの基礎と

されるにいたつたのである。

この結果として生まれたのが、憲法の名の下でなされる連邦共和国の規律と組織への不従順であり、基本法はネオマルクス主義的な、もしくはラディカルな解放を求める勢力の、もしくはアナーキスト達のプログラムへと機能替えされるに至つたのである。「憲法自身が国家を危険にさらす」というエンツェンスベルガーの言葉が何の注釈もなしに突然引用される。

イーゼンゼーによればこうした状態はその後長く続くこととなつたが、まさにこうした状況のなかで、再び憲法に先立つて存在するとされてきた「国家的なもの」が復権し始めたのは当然のことである。憲法によってはアイデンティティが維持されないと考えられたとき、憲法をささえる自明な共同性として「ドイツにおける国家性の個性、その地政学的、歴史的、文化的特性」⁽²⁶⁾が再び持ち出される。そしてむしろこの共同性が「憲法の前提」、「自由と平等の、民主主義と法治国家の可能性の条件」と位置づけられ、立憲国家において正当な地位を与えられる。「国家の時代は終わったとする予言はいまだ満たされていない」のであつて、「連邦ドイツ人が憲法市民として自らの禁欲的で没意味的な存在のあり方に絶えられなくなる日がくるかもしれない」⁽²⁷⁾。「通常の形では満たされないドイツ人の心的、宗教的な欲求は、憲法規則やその理

想によつては解決されない⁽²⁸⁾。憲法が共同性の法的基礎になるためには、この欲求が憲法とは別のレベルで、かつそれに先立つて成り立っていないなければならないのである。「連邦共和国のドイツ人が、自らを憲法によつて存在すべきものではなく、歴史と状況によつて不可避の存在として受け入れることができればコンセンサスの基礎はより確実なものになる」⁽²⁹⁾とされる。

この保守派の主張は、左派のいう憲法パトリオティスムスといった抽象的な理念への自己同一化では安定的なアイデン

(25) Josef Isensee: Die Verfassung als Vaterland: Zur Staatsverdrängung der Deutschen. in Armin Mohler (Hrsg.) *Wirklichkeit als Tabu: Anmerkungen zur Lage* (München: R. Oldenbourg Verlag, 1986) S.11-36. なおイーゼンゼーの国家理論に関しては、次の論文に多くの示唆を得た。毛利透「憲法パトリオティスムスと憲法学—国家の基礎づけをめぐる—」『筑波法政』(一九九四・三) なおこの論文には、ハーバマスやシュテレンベルガー、レプジュスらとイーゼンゼーとの理論的な対立点はどこにあるのか、すなわち本章の基本軸を明確にするのに不可欠の文献であつた。

(26) *Ibid.*, S.31.

(27) *Ibid.*

(28) *Ibid.*

(29) *Ibid.*

テイテイを提供できずそれゆえ国家を担うことはできないのであり、合理性をこえた所与の受容、すなわち自明のものでされたドイツの伝統とナシヨナリズムに再び意味を与えるべきである、というものであった。「基本価値論争」から「歴史家論争」にいたる論争のなかで形づくられてきたこうした保守派の立場からみれば、ドイツ統一はどのように描かれ、いかなる正統化の原則が与えられるのだろうか。

クリスチャン・マイヤーによれば、ドイツ統一の正統性は「共に属している」という感覚としてのドイツ人の共同性、「運命共同体 (Schicksalsgemeinschaft)」すなわちドイツの歴史とナシヨナリズムに求められるという。この共同性が存在していることは、四〇年以上にわたって分断が続いたのにもかかわらず、東西両ドイツで「共にある」という感覚が生き続けてきたことよって証明されたのである。こうした民族の共同性は統一に際して、東に対しては「民族の連帯」を示すことを要請する(統一)ものであるとともに、西ドイツにとっては戦後の連邦共和国を支配してきた自己理解、すなわち「偏狭で、過度に抽象的、頑なな」思考、「できるかぎりドイツ的でないように振る舞う努力」によって失われてきたものとしての「合理的にははかれないもの、歴史の豊かさ、非合理性」を再び回復することを要請するものである、と捉えられる。ドイツ統一は「受け継がれ継続されてきたも

のの受容」であり、それゆえ「議論の生じる余地が少ない」のである。

歴史学者のニツバーダイも同様にナチイオンという概念がドイツの統一を正当化する原理であるという。「我々はそれを望もうと望むまいとひとつの民族なのであり、故国と出自によって我々のアイデンティティは見いだされる」。「我々は民族としての意識を簡単には洗い流すことはできない」のであり、「民族的なアイデンティティが自明のものでできないような人はそもそもアイデンティティの喪失に苦しむことになる」。「社会主義的なDDRアイデンティティや連邦共和国の憲法パトリオティスムなどといった「人工的な (künstlich)」アイデンティティは決して民族というアイデンティティの代替物にはならず、そうした試みは実際失敗に終わらざるをえなかったのである。それゆえ、「ひとつのドイツ民族国家は歴史の正統な可能性だったのであり、それは今日でもいえることである」とされる。

しかし統一国家形成にあたって再びナシヨナリズムを持ち出すことは、ナチスのナシヨナリズムをどのように扱うのかという難問を保守派に持ち出す可能性がある。しかし、「歴史家論争」におけるノルテのようにナチスを勇ましく相対化するというのではないにせよ、イーゼンゼーがナシヨナリズムを古代の共和国にまでさかのぼってこの問題を回避しよう

とし、マイヤーのように無関心を装い、またニッパードイのようにドイツ民族国家はその他のヨーロッパ国家と同列のもので論じてドイツの特殊性を排除しようとする方法は様々であるが、この問題は統一国家形成とは無関係の問題として切り離される。そして、ハーバマスやギュンター・グラスのよりに統一国家形成をナチスの過去の反省の上に位置付けるがゆえにナシヨナリズムを統一国家形成のための原理から排除しようとする立場が批判される。

イーゼンゼーによれば、ナシヨナリズムを正統化の原則とするドイツの統一は、法律的には連邦共和国基本法の二三条の適用によって具体化されると論じる。彼は、東欧各国における政治変動によって「国際的な関わり合いの時代においても、国家と憲法の基礎となるのは民族である」⁽³⁵⁾ことが示されたとし、「ドイツ統一の指導原理は民族の連帯である」と述べたあと、基本法二三条の適用は、左派が主張するようない四六条の適用よりも、ドイツの国家統一というこの指導原理の究極目標をより確実に実現させることができるとする。

- (36) Christian Meier, Die deutsche Einheit als Herausforderung: Beide Seiten könnten und sollten voneinander lernen, in der *Frankfurter Allgemeine Zeitung* (24.4.1990) 後二U. Wengst (Hrsg.), *Historiker betrachten Deutschland: Beiträge zum Vereinigungsprozess und Hauptstaatskassasion* (Februar 1990 - Juni

1991) (Bonn / Berlin, 1992) に所収。

- (31) *ibid.*, S.89-91.
(32) *ibid.*, S.92.
(33) *ibid.*
(34) Thomas Nipperdey, Die Deutschen wollen und dürfen eine Nation sein: Wider die Arroganz der PostNationalen, in der *Frankfurter Allgemeine Zeitung* (13.7.1990) 後二U. Wengst (1992) (Anm. 30) に所収。
(35) *ibid.*, S.116.
(36) *ibid.*
(37) *ibid.*, S.119.
(38) 二二で取り上げた論者はすべてハーバマスを批判の対象として取り上げている。
(39) Josef Isensee, Staatsinheit und Verfassungskontinuität, in *Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer*, (Deutschlands aktuelle Verfassungslage) (Nr. 49, 1990); ders., Wenn im Streit aber den Weg das Ziel verlorengeliebt: Ein schonensamer Eintritt der DDR ist der sicherste Weg zur Einheit, in Bernd Guggenberger und Tine Stein (Hrsg.), *Die Verfassungsdebatte im Jahr der deutschen Einheit: Analysen-Hintergründe-Materialien* (München: Carl Hanser Verlag, 1991); ders., Verfassungsrechtliche Wege zur deutschen Einheit, in der *Zeitschrift für Parlamentsfragen* (Nr. 2, 1990) 後二U. Wengst。
(40) Josef Isensee, Staatsinheit und Verfassungskontinuität (1990) (Anm. 39), S.41.
(41) *ibid.*, S.44.

イーゼンゼーによれば、「この基本法はドイツ国民によって自由⁽⁴⁾に決定された憲法が発効した日にその効力を失う」と定めた基本法第一四六条は、新憲法制定による基本法の無効化を定めているにすぎず、どのような道を辿ってドイツ民族国家としての一体性にいたることができのかを定めていない。それゆえ新しい憲法を制定するという方法では統一が成立するかどうかが不確かになってしま⁽⁵⁾う。一四六条と前文の適用によって、そして左派が主張するように、新しい憲法によって新しい国家性を樹立させようとするなら、どのような憲法が正しい憲法なのかをめぐって政治的な対立に陥り、再統一という最優先されるべき課題が憲法をめぐるディセンサスのなかで失敗するかもしれない、とい⁽⁶⁾う。これに対し、「この基本法は……その他の部分においてはその加入後に発効する」と定める基本法二三条を適用すれば、ドイツ民主共和国の連邦共和国への加入問題は、民主的に選ばれた民主共和国政府が連邦共和国への加入を宣言すれば、その規定の法的な性格からいって、連邦共和国はそれを拒否することはできないのであり、連邦共和国の一体性を同時に保ちながらより確実なドイツの統一が達成されるのである。一四六条に従った新憲法制定という道は、法的には(民主共和国ばかりでなく)連邦共和国をも放棄したうえで新しい国家樹立を意味するが、二三条方式によって連邦共和国という性格を維

持した国家統合を進めることは、自由と民主主義を維持したままで連邦共和国が「一八七一年以来の国家性の時間的連続性の上に自らを位置づけるドイツ」として人的、地域的統一性を完全なものにするものだと⁽⁷⁾して、この第二三条方式による統一国家がドイツの伝統に根ざしたものであることを強調する。

さらにこの方式による統一は、留保を付けない形での基本法の承認によって達成されるものであるから、この「間接的な国民投票」を以て基本法の受容過程は最終的に終了する。連邦共和国成立によって与えられた基本法が第一回の連邦議会選挙を以て間接的に承認されその後次第に正当性を高めていったのと同様に、DDRの加入によって承認という行為は終了するのであり、さらに別の形でその正当化は必要がない。すなわち東ドイツの加入以外に国民投票を実施したり、統一後に再び新憲法の制定を模索することは、この二三条の適用によって法的に除外されることになる。

このように、ナシヨナリズムを統一ドイツ形成にあたっての正統化の原則にする右派の議論は、明らかにハーバマスらに代表される左派の議論と真っ向から対立するものとなっている。ここでは、先に述べた統一にあたっての左派の三つのテーゼと対比させながら、右派のテーゼを要約しておこう。

第一は、ナシヨナリズムが要請する両ドイツ国家の統一を

最優先課題とすることである。集团的アイデンティティは抽象的な理念への同一化によって与えられるのではなく、歴史と伝統によって自明のものとされた「共に属しているという感覚」によって初めて与えられるものである。ドイツの統一は、戦後の分断によって引き裂かれた民族国家の復帰であると同時に、学生運動以降の連邦共和国では隅に押しやられていたドイツの伝統に再び正当な意味と位置を与えようとするものである、とされる。左派は統一過程における公共の議論の活発化を評価しようとするが、イーゼンゼーによればそれは国家の基盤を危うくし、むしろ再優先されるべき統一を危険にさらす事になりかねない、と否定的に評価されることになる。それゆえ、そうした危険を避けるために、基本法二三条にしたがって、東ドイツの連邦共和国への加盟という形で統一が遂行されるべきである。この方式は、国民投票や新憲法の制定とは両立させることはできない。

第二に、東ドイツ体制の存続の拒否である。これは第一のテーゼのコロラリーであると考えられよう。東ドイツの存続を民主的な統一過程の前提とする左翼とは対照的に、右翼によれば、ドイツ民主共和国は「ドイツの一部」なのであって、社会主義DDR独自のアイデンティティを樹立しようとした当局の試みは失敗したのであり、東ドイツ存続のための基盤は失われたのである。たしかに政治変動は、東ドイツ体制の

民主化という形で始まったにもかかわらず、ひとたび権威主義体制の強制力が失われれば、アイデンティティを欠いた国家の存続は不可能である。こうして「秋に民主共和国で動き始めた過程は必然性をもってドイツ統一の要求へと転換せざるをえなかったのである。なぜなら、民主共和国における《革命》は、統一が達成されて初めて成功するものだからである」(マイヤー)という判断が下される。

第三に、シュタージの監視と危険のなかで生まれた東ドイツの民主化運動と彼らの「第三の道」の模索に対する無関心、もしくは敵視である。さらにこれは、左派が東ドイツの民主化勢力に共感を感じていたのと裏返しであると同時に、西における左翼の議論に対する批判へとつながっていく。たしか

(42) *ibid.*, S.48.

(43) *ibid.*, S.50.

(44) *ibid.*

(45) Josef Isensee, Wenn im Streit über Weg das Ziel verlorenght (1991) (Anm. 39), S.273.

(46) Josef Isensee, Staatseinheit und Verfassungskontinuität (1990) (Anm. 40), S.51-54.

(47) Christian Maier (1990) (Anm. 30), S.86.

(48) Karl Heinz Bohrer, Warum wir keine Nation sind: Warum wir eine werden sollen. In der *Frankfurter Allgemeine Zeitung* (13.11.1990) はとりわけ辛辣である。

に、右派の議論はナシヨナリズムを統一の基本原則に据えるものであるが、彼らにとつても議会制民主主義は当然の価値として受け入れられている。ナシヨナリズムによつて問題とされたのはむしろ、議会制民主主義以降のデモクラシー、ハーバマスに代表される知識人たちが主張し、民主化勢力が実際に模索しようとした「第三の道」であつた。西ドイツの左翼の希望、東ドイツの成果と人間的な社会主義を追求するといふ独自の性格を残そうとする市民運動派の「さえきつた理性でみる夢」(後述)は、「ユートピア」「ノスタルジックな夢」「幻想」として簡単に退けられる。こうした判断は、イーゼンゼーやニツパーダイに見られるように、学生運動以降のナシヨナリズムの欠如によつて社会と国家の安定性が害なわれたとみる保守派の立場から見れば当然であろう。この意味で、右派が主張するドイツ統一の正統性原則は左派リベタリアン政治と右派権威主義政治との対抗関係のなかに位置付けることができる。

5. 左翼のデイレンマ、右翼のデイレンマ

以上みてきたように、ドイツ統一に左右両派が与えた正統性―すなわちデモクラシーとナシヨナリズム―は対立するテーゼを引き出す。そして同時に、この対立関係は相手が抱えるデイレンマをも明確に指摘する。しかし、このデイレ

マをどのように処理するのかは、理論的な課題というよりも政治的、実践的な課題となる。選挙結果を左右することになるのはこのデイレンマをどのように処理できるか、というこの点にかかっている。それゆゑ現実の政治政治のレベルでは、政治的対抗関係にある政党諸派は相手が抱えるデイレンマを突く選挙戦術をたてることになるだろう。

民主的な集団決定の手續にしたがつて国家を意識的に構成しようとする左派リベタリアンの政治理論は、先に述べたように普遍主義的な人間性の概念に依拠しているため、右派が批判するように―多様な現実のなかに生きている個人との間にずれが生まれやすい。それゆゑ、ナシヨナリズムに依拠した統一要求が盛り上がり(イデオロギー的現実)、自由な選挙で東ドイツ市民の統一への意志が確認され(政治的現実)、経済的な見通しがますます暗くなる(経済的現実)ことで統一への流れが不可逆的になっていくにつれて、「はじめ」からまるごとつくり直そうという左翼の主張は説得力を失うことになる。この左翼の説得力の喪失はさらに次のような(興味深いことに両地域で異なつた)デイレンマを導く。すなわち、統一への流れが不可逆的であるのに民主的な手續きに固執することで、左翼政党は東ドイツ地域で統一に「消極的な」党だとみなされ、四〇年間も社会主義統一党の権威主義体制の下で自由と豊かさを奪われてきた東ドイツ市民に

「氣前のよくない」党だという印象を生むかもしれない。左翼の主張はたしかにデモクラシーの原則から生じたものであったが、その主張は東地域で「誤つて」解釈されることになりかねない。さらに、左派リパタリアンの伝統を持つ西ドイツ地域では左翼の主張は一定の支持をえるだろうが、しかし彼らの主張は、統一の意志が確認され、経済崩壊が進む現状とはかけ離れた非現実的な主張だとみなされかねない。さらにいえば、こうした現実と理念の分離は、ナシヨナリズムに依拠した早急な統一を容認しようとする勢力と原則を維持しようとする勢力との間での意見の不一致を表面化させかなく、これがますます将来予想される経済的、社会的問題の解決における党の信頼性に疑問を投げ掛けることにもなりかねないのである。左翼のデモクラシー概念をドイツ統一の過程で実現できるかどうかは、現実の展開、とりわけ東ドイツの主権国家体制存続と市民派勢力の影響力に依拠していたのである。そしてこの前提が（次章で詳しく検討するように）満たされないことが明らかになったとき、左翼のディレンマは表面化し、選挙での敗北へとつながっていくのである。

これに対し右派の主張——ナシヨナリズムに依拠した早急な統一——は、事態の進行が明らかになるにつれて、たしかに現実的な唯一の選択肢だとみなされたばかりでなく、東ドイツ地域では、たとえばコールの両ドイツマルクの二対一交

換比率の公約にみられるように「氣前のいい」党だとみなされることにもなった（政治戦線の奇妙なねじれ⁽⁴⁹⁾）。しかしながら右派の側もその主張に固有なディレンマを抱えていたのである。右派は、ナシヨナリズムが統一を主導する理念だとし、「ともに属するという感覚」は所与のもの、自明のものと主張するが、——左翼が主張するように——そもそも四〇年間壁によって分断され、別々の社会政治体制のなかで生きてきた両ドイツ市民の間に実感できる連帯の意識がどれほど実際に存在しているのかは必ずしも明確でない。連邦共和国が「ポストナシヨナル」な性格を目指してきたことによつて独

(49) 権力を構成することにデモクラシーの価値を置き、それゆえ「統治のはじまり」を問題とするという発想は、共和主義と社会契約論の伝統にさかのぼるものである。しかしルソーの論理構成が「統治のはじまり」に関してパラドクスを抱えていることはよく知られている。森政稔「統治の《始まり》と《終わり》について」『創文』（一九九〇・四）、「民主主義を論じる文法について」『現代思想』（一九九五・一〇）。

(50) 配分政治上では左派が再配分に積極的であるのに対し、ここではむしろ右派の側が東ドイツ市民への再配分に積極的であるかのように見える。政治戦線の奇妙なねじれであるが、ここでは左派リパタリアン政治への展開が、七〇年代的な配分政治をどのように再定義していくのかという興味深い問題には立ち入らないことにする。

自のアイデンティティを失ったと考える前述のマイヤーですら、「われわれには何が欠けていたのかをいまだに全く知らないのかもしれない」と印象を込めて述べることによつて読者にナシヨナリズムを想起させようとすることしかできず、歴史家コツカに「こうした主張はわたしには空虚なおしやべりのように思える。わたしたちの歴史を理性的に比較すれば、人が何をかつて持っていたか、そしてなにを失うことができたのかといったことは判断のできることである」⁽⁵⁾と皮肉られているように、四〇年にわたる実践によつて東西両ドイツで生じた現実の分断と格差は決して無視できないものなのである。さらにこうした両ドイツ間の「一体性」の欠如は何も、政治文化やイデオロギー上の変貌だけを指しているわけではない。保険制度や教育システムなどの社会体制や経済体制の差異は大きく、こうした経済的格差や心理的断絶が明白な中では、「所与の一体性」なるものはフィクションではないのかという疑問が生じるかもしれない。そして、四〇年間分断されてきた国家間の経済的、社会的格差の現実を前提とする「民族の一体性」にもかかわらず存在するこの格差の是正のために必要な財政的、心理的負担をどのように処理するのか、という点でディレンマに陥る可能性が高まる。すなわち、西ドイツでは、急速な統一は現実的には避けられないにしても、東ドイツの再建にいったいどれだけの財政的な負担

が西地域に求められ、どのような社会的緊張をもたらすのかという疑問が生じるのに対して、東地域では、どのような方法によつて西ドイツ地域の生活水準を達成できるのか、それはいつ達成されうるのかが問題とされるのだが、後者の要求に答えようとすれば経済負担という前者の疑問はますます大きくなり、前者を満たそうとすれば、後者の実現が危ぶまれるというディレンマである。このディレンマが選挙戦で表面化するのを避けるためには、西の負担はないがそれでも東の再建は成功するということを示さなければならぬが、こうしたディレンマの解決法はしかし、困難な課題を選挙中は表面化させず選挙後に先送りすることを意味しているわけであり、その後問題を残すことになりかねない。

第二部では、戦後連邦共和国の政党政治の「ポスト配分政治」への変容を知識人の論争まで踏み込んでその中に位置づけることによつて、この論争のなかで形をとつた対立の構図とディレンマを論じてきた。そうすることによつて逆に、政党政治の領域での対立構造と左右両派の抱えるディレンマ、その帰結を明らかにできると考えるからである。第三部では

(5) Jürgen Koeka, *Nur keinen neuen Sonderweg: Jedes Stück Entwicklung wäre als Preis für die deutsche Einheit zu hoch*, in *der Zeit* (19.10.1990) 後: U. Wengst (Hrsg.) (1992) に所収。

ここでの結論を前提により実証的に展開を跡づけていくことにしよう。

(以下次号)